

令和2年第2回（6月）定例会

東伊豆町議会会議録

令和2年 6月9日 開会

令和2年 6月9日 閉会

東 伊 豆 町 議 会

令和二年

第二回〔六月〕定例会

東伊豆町議会議録

令和 2 年第 2 回 東伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6 月 9 日)

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	3
○開会の宣告	4
○議会運営委員長の報告	4
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○行政報告	7
○一般質問	15
稲葉義仁君	16
山田直志君	35
○議案第 35 号 東伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	54
○議案第 36 号 東伊豆町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	56
○議案第 37 号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	58
○議案第 38 号 東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例について	60
○議案第 39 号 東伊豆町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について	61
○議案第 40 号 令和 2 年度（令和元年台風 15 号災害）白田わさび田前沢水路災害復旧工事請負契約について	63
○議案第 41 号 令和 2 年度同報無線子局更新工事請負契約について	65
○議案第 42 号 東伊豆町道路線の変更について	71

○議案第 4 3 号 令和 2 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 5 号）	7 3
○議案第 4 4 号 令和 2 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	7 7
○議案第 4 5 号 令和 2 年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第 1 号）	8 1
○会議時間の延長について	8 3
○同意案第 1 号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について	8 3
○同意案第 2 号 東伊豆町教育委員会委員の任命について	8 4
○諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について	8 5
○諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について	8 5
○諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について	8 5
○陳情・要望書等の審査について	8 7
○意見書案第 2 号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する 意見書について	8 9
○議会運営委員会所掌事務調査について	9 2
○閉会の宣告	9 3
○署名議員	9 5

令和2年第2回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和2年6月9日（火）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1. 3 番 稲 葉 義 仁 君

- 1) 新型コロナウイルス感染者の対応について
- 2) 避難所での感染症予防のための事前準備について
- 3) オンライン授業について

2. 14 番 山 田 直 志 君

- 1) 新型コロナウイルス感染症による影響と経済対策について
- 2) 新型コロナウイルス感染症対策による町財政運営について

日程第 6 議案第35号 東伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第36号 東伊豆町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第37号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第38号 東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第39号 東伊豆町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第40号 令和2年度（令和元年台風15号災害）白田わさび田前沢水路災害復旧工事請負契約について

日程第12 議案第41号 令和2年度同報無線子局更新請負契約について

日程第13 議案第42号 東伊豆町道路線の変更について

日程第14 議案第43号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）

日程第15 議案第44号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 16 議案第 45 号 令和 2 年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第 1 号）
 日程第 17 同意第 1 号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第 18 同意第 2 号 東伊豆町教育委員会委員の任命について
 日程第 19 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
 日程第 20 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
 日程第 21 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
 日程第 22 陳情・要望書等の審査について
 日程第 23 意見書案第 2 号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する意見書について
 日程第 24 議会運営委員会所掌事務調査について

出席議員（12 名）

1 番	楠 山 節 雄 君	2 番	笠 井 政 明 君
3 番	稲 葉 義 仁 君	5 番	栗 原 京 子 君
6 番	西 塚 孝 男 君	7 番	須 佐 衛 君
8 番	村 木 脩 君	10 番	内 山 慎 一 君
11 番	藤 井 廣 明 君	12 番	鈴 木 勉 君
13 番	定 居 利 子 君	14 番	山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	太 田 長 八 君	副 町 長	鈴 木 利 昌 君
教 育 長	黒 田 種 樹 君	総 務 課 長	村 木 善 幸 君
企画調整課長	森 田 七 徳 君	税 務 課 長	福 岡 俊 裕 君
住民福祉課長	村 上 則 将 君	住 民 福 祉 課 参 事	木 田 尚 宏 君
健康づくり課長	鈴 木 嘉 久 君	健康づくり課 参 事	齋 藤 和 也 君
農林水産課長	桑 原 建 美 君	観光商工課長	山 田 義 則 君
建 設 課 長	齋 藤 匠 君	防 災 課 長 兼 監 防 災	竹 内 茂 君
教育委員会 事務局 長	梅 原 巧 君	水 道 課 長	鈴 木 貞 雄 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 国 持 健 一 君 書 記 吉 田 瑞 樹 君

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（村木 脩君） 皆様、おはようございます。

議員の皆様におかれましては公私ともに忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、5月25日、都道府県の緊急事態宣言解除により指定地域はなくなりましたが、今なお新規感染者が発生している状況にあります。

本定例会におきましても、マスクの着用や手指を清潔に保つなど感染症予防に御協力をいただくとともに、健康に十分御留意され審議に臨んでくださいますようお願い申し上げます。

また、本定例会では、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、説明員は関連する最小限の人員の出席としました。

さらに、一般質問につきましても、緊急性の高い案件のみとし、常任委員会ごとの代表者によることといたしましたので、御承知ください。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和2年東伊豆町議会第2回定例会は成立しましたので、開会します。

◎議会運営委員長の報告

○議長（村木 脩君） 議会運営委員長より報告を求めます。

10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 皆様、おはようございます。

議会運営委員会より、令和2年第2回定例会の運営について御報告いたします。

まず、本定例会には2名の議員より5問の一般質問が通告をされております。一般質問の趣旨をよく御理解され、円滑に質疑、答弁がなされますよう御協力をお願いいたします。

なお、本定例会では、一般質問について、新型コロナウイルス感染症対策として常任委員会ごと代表者が行い、質問時間を2回に分け、合計60分以内として、間に休憩を取ります。

一般質問は一問一答方式で行います。また、町長には反問権の行使が認められております。
なお、反問に要する時間は制限時間には含まれませんので御承知ください。

本定例会の提案案件としましては、条例の一部改正案が5件、契約の議案が2件、道路線の変更が1件、補正予算案が3件、人事案件が5件、意見書が1件の合計17件の案件がそれぞれの日程に組み込まれております。

条例の一部改正につきましては、説明資料等により簡潔で分かりやすい要点説明とし、また補正予算の説明につきましては、おおむね50万円以上で説明することが協議決定しましたので、当局の皆さんもよろしくお願いします。

以上の内容を踏まえまして、本定例会の会期は、本日から予備日を含めて6月10日までの2日間とします。

閉会中に提案された要望書等につきましては、会期中、担当常任委員会にて審査し、報告をお願いすることになりますので、御承知願います。

また、議員の服装については、当局と同様にクールビズを実施します。テレビ等で見ている町民の皆さんに見苦しくないように御配慮をお願いします。

最後になりますが、議会運営委員会の所掌事務調査につきましては、議会の運営に関すること、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関すること、議長の諮問に関すること、以上3点を閉会中の継続審議としたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議員各位には活発なる御審議と円滑な議会運営を切にお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。

以上でございます。

◎開議の宣告

○議長（村木 脩君） これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（村木 脩君） 本日の議事日程は、あらかじめ皆様のお手元に配付したとおりであり

ます。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村木 脩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、10番、内山議員、11番、藤井議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村木 脩君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から予備日を含め6月10日までの2日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、会期は2日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村木 脩君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議会閉会中に提出されました例月出納検査の結果に関する報告につきましては、既に送付しました。

陳情・要望書等の付託につきましては、お手元に一覧表を配付しました。

付託案件の審査につきましては、本日中に担当常任委員会にて審査し、報告をお願いすることになりますので、御承知願います。

議長の出席した会議等の報告については、お手元に資料を配付してあります。

会議資料については議員控室に置きますので、御覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（村木 脩君） 日程第4 町長より行政報告を行います。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第2回議会定例会を招集申し上げたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

定例会の開会に当たり、御挨拶を兼ねて、行政諸般の報告をさせていただき、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、5月25日、政府による新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態宣言が5都道府県において解除され、全国全ての都道府県で緊急事態宣言が解除されました。

5月25日に改定された新型コロナウイルス感染症に対する基本的対処方針におきまして、緊急事態宣言の解除後は、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着を前提として、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況を踏まえながら、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに強い感染拡大防止を講じることとしております。

当町では、政府が7都府県を対象とした緊急事態宣言を発令した4月7日に東伊豆町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしました。計9回の対策本部会議を開催いたし、関係する情報を収集し、町民の皆様に情報提供を行い、感染症予防また蔓延防止を図ってまいりました。

静岡県が緊急事態宣言の対象とされていた4月25日から5月6日までは、一部の町内事業者に対し休業要請を行いました。休業要請以外にも、営業自粛される事業者、また休業事業者との取引がある事業者のみならず、町内事業者収益の大幅な減少や雇用調整など、新型コロナウイルス感染症は町内経済に深刻な影響をもたらしております。

政府が公表いたしました5月の月例経済報告によれば、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にあると判断されました。

先行きにつきましては、感染拡大の防止を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくが、当面、極めて厳しい状況が続くと見込まれる。金融資本市場の変動等に影響を注視する必要があるとの見解が示されました。

当町の経済状況の指標の一つでもあります入湯客数は、令和元年度においては入湯客数が73万9,927人、前年度対比1万1,270人、1.5%の減少で、熱川、片瀬温泉がほぼ前年度並みとなった以外は落ち込む結果となりました。

新型コロナウイルス感染拡大が顕著となった3月の入湯者数は、前年対比3万4,659人、45.1%の大幅な減少となり、以降については、緊急事態宣言の発令、ゴールデンウィーク中の宿泊施設に対する町からの休業要請、さらに宿泊施設の自主的な営業自粛もありまして、宿泊客を呼び込めない状況が続いております。6月1日以降につきましては営業を再開する宿泊施設が増えていく予定です。新型コロナウイルス感染の危機が完全に拭えない中、町の観光協会にて感染予防対策のマニュアルを策定しているところでございます。

町内経済の活動におきましても、新型コロナウイルス感染のおそれや、全国における再度の感染拡大の懸念などを抱えまして、困難な状況が続いていくことが見込まれております。

これまでに町は、総額1億9,206万9,000円を新型コロナウイルス感染症に対する町独自の事業に充て、主に感染症の影響を受けている方への支援事業を実施しております。

経済変動対策資金利子補給補助金は、県融資制度を利用して借り入れた資金に対しまして、利息を3年間全額補助するもので、3か年で総額1億円を見込んでおります。

雇用調整助成金に関するつなぎ融資に対する利子補給補助金は、雇用助成を申請後、交付決定までに1か月以上の期間がかかることから、町内金融機関がつなぎ融資を行い、利息について1%まで町が補助するもので、経済変動対策資金利子補給補助金と合わせて3,600万円を予算計上いたしております。

休業事業者協力金は、感染を防止するため、夜間営業している飲食店等に営業自粛要請また観光業者に対しまして自粛要請を行い、協力する事業者に協力金20万円を交付するもので、事業費は4,105万円でございます。

継続化支援補助金は、事業収益が悪化した事業者に対しまして、持続的な事業を後押しするため、給付条件を満たした事業者に1件10万円支給するもので、総額1億311万円を見込んでおります。

学校関係におきましては、保護者の方々の負担を少しでも軽減する目的から、600万円の予算によりまして、1学期分の給食費に町費を充てるように措置させていただいたところでございます。

また、当町から大学等へ進学された方々を対象とした支援策として、1人当たり2万円の給付金制度も設けさせていただきました。対象学生250人を見込み、総額500万円の給付事業となるものでございます。

また、今回の東伊豆町一般会計補正予算（案）に、東伊豆町観光協会緊急誘客対策事業として1,500万円を計上させていただきました。即効性の高いネットエージェント販売対策により、サイト宿泊予約者へのサービスの強化を図る内容です。具体的には、宿泊クーポンの発行、人気の高いポイント還元、地元商店の利用を促すための地域クーポンの発行、町内スタンド限定利用のガソリン券の発行などが主な内容で、冬場に懸念される再感染前にできるだけ収益確保ができるよう誘客対策を行うものですので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、特別定額給付金の進捗状況についてですが、5月22日から給付を開始いたしまして、5月中には給付対象世帯6,269世帯のうち85.5%に当たる5,817世帯に給付を終了いたしました。今回は新型コロナウイルス感染防止の観点から、原則、郵送での申請を推奨していますが、今のところ大きなトラブルもなく、比較的順調に給付が進んでおり、速やかな申請に御協力いただいた町民の皆様に厚く御礼を申し上げます。

また、6月8日から現金での給付を開始しておりますが、今後は、何らかの事情で申請をされていない方に対しての対応に注力していきたいと考えております。申請の締切りは8月13日となっておりますので、忘れずに申請していただきますようお願いいたします。

子育て世帯への臨時特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯で令和2年3月31日を基準日にゼロ歳から中学生までの子供がいる世帯に対し、対象児童1人当たり1万円の臨時特別給付金を給付いたすものでございます。給付対象となる世帯には、案内通知などを6月1日に送付しております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難な事業者等の皆様に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間、町税の徴収を猶予できる特例制度を創設いたしました。また、令和3年度課税の1年分に限り、中小事業者等の皆様が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置を講じること

としており、来年度に向けまして準備を進めているところでございます。

水道料金に関しましても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少しているなど、水道料金のお支払いが困難となった方に対しまして、お支払いの猶予に関する御相談に応じております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方を対象に、無利子・保証人不要の新型コロナウイルス特例貸付の相談を社会福祉協議会で7月末までの予定で実施しております。

これら相談事業や支援事業をはじめとする各種事業につきましては、町のホームページを御参照ください。また、事業内容によりましては、回覧板や広報ひがしいずなどに御案内しております。御不明な点がございましたら、役場へお問い合わせください。

学校関係では、新型コロナウイルス感染症による影響により、小中学校及び幼稚園が長期にわたり休校、休園を余儀なくされておりましたことは、御承知のとおりでございます。

しかし、静岡県内の感染者の状況から、県立学校が5月25日から学校再開を決定したことを受けまして、当町においても同じく5月25日から小中学校、幼稚園を再開いたしました。

今回の新型コロナウイルス感染症が完全に終息したというわけではございませんので、学校向けに感染予防対策をガイドラインとして示した上、保護者の方々にも協力を仰ぎながら対応しております。

子供たちには、長期間の休校により、肉体的にも精神的にもつらい期間を過ごしたことと思われませんが、早期に学校生活に慣れて、明るく楽しい学校生活を送っていただけるよう願っております。

町では、これまでにマスクの寄贈を受けております。東伊豆町ボランティア協議会会員の小物づくりの会様、霊友会様、町内女性有志様、東風会様、第8分団様、東志會様、東伊豆ライオンズクラブ様より手作りマスク及びサージカルマスクを、また東伊豆町出身の東京在住の男性からサージカルマスク及び消毒ハンドジェル59本の寄贈を受けました。寄贈合計は、手作りマスク1,630枚、サージカルマスク1万3,315枚となりました。感染防止のマスクが不足する中、皆様に心より感謝申し上げます。

寄贈いただきましたマスクは、手作りマスクを中心に4,630枚を小学校、中学校、幼稚園に配布いたしました。また医療・介護機関に対しましては、町の備蓄マスクも含めまして5,340枚を配布いたし、有効に活用させていただいております。なお、今後も配布を継続していく予定でございます。

ここからは、新型コロナウイルス感染症関連以外の行政諸般の報告をさせていただきます。

初めに、防災関係ですが、4月9日の早朝に年度当初の職員動員訓練を実施いたしまして、99名が参加し、参集体制の確認を行いました。

今月は、土砂災害防止月間となっております。新型コロナウイルス感染防止によりまして、町内での避難訓練等は実施できませんでしたが、崖地、急傾斜地を抱える土砂災害危険地域の住民の皆様におかれましては、近年、全国各地で大規模な水害・土砂災害が発生しておりますので、今後、大雨が予想される場合には、土砂災害の危険のある崖地、急傾斜地周辺はもちろんのこと、河川、水路周辺の住民の皆様にも、水害の発生に備えまして、事前防衛を含めた早期避難行動をお願いいたします。

また、大雨でも屋内で同報無線の音声を聞くことができるコスモキャストと、テレビに町からのメールなどの情報を表示、伝えるテレビプッシュシステム、防災ラジオ、戸別受信機の導入については補助制度を整備しておりますので、それぞれの家庭環境、状況に合わせまして、早期に導入をしていただきますようお願いいたします。

消防団関係では、4月4日入団式を行い、再入団の団員を含め、新たに16名の消防団員が加わることになりました。

3月をもって退団されました団員の皆様には、長きにわたりまして消防団活動を通じて地域貢献に寄与していただきましたことに心から御礼を申し上げますとともに、機能別消防団員への登録をお願いいたします。

消防団員の皆様には、引き続き自然災害等を含むあらゆる災害に備えまして、訓練等を通じて、消防署と消防団の連携が図られ、消防団本部、各分団、消防団員1人1人の技能向上、体制強化に努めていただくようお願いするものであります。

町としましては、想定される様々な災害に備えまして、災害に備えた安心・安全なまちづくりをさらに進めて、減災に努めてまいります。

次に、ふるさと納税寄付金についてですが、令和元年度実績は、延べ2,035人、1億5,971万4,000円となり、前年度に比べ19%増という結果となりました。なお、令和元年度は1件1,000円の返礼品がない災害寄附を募りまして、多くの方から寄附していただきました。

次に、企画関係ですが、地域おこし協力隊事業は3月に3名の協力隊員が任期を終了しまして、今年度は高瀬真由さんと藤田翔さんの2名体制となっております。新型コロナウイルスの流行によりましてイベント等の開催が難しいことから、それぞれSNSや動画配信サービスを活用した活動を中心に行っております。

また、交流・定住促進事業ですが、NPO法人ローカルデザインネットワークに委託して実施しているシティープロモーション事業につきましても、当初予定していたイベントは開催困難であることから、オンライン会議システムなどを活用いたしましたアイデアコンテスト、学生サミット、雛のつるし飾りオンライン教室などに内容を変更いたしまして取組を始めております。

これら若者を中心としたインターネット技術を活用した新しい取組は、アフターコロナ、ウィズコロナの社会生活の変革を先取りするものとして、期待しております。

次に、税務関係ですが、5月末日で令和元年度の出納を閉鎖いたしましたところ、前年対比で町税の収入済額及び収納率が若干向上する結果となりました。個人住民税に係る収入済額及び収納率が伸びたことに加えまして、新規に開業した施設の固定資産税が増収となったこと、賀茂地方税債権整理回収協議会及び静岡地方税滞納整理機構による効果的な債権の整理回収が図られたことなどによる成果であると実感いたしております。

引き続き、町政運営における貴重な自主財源確保と町民の信頼に応える納税秩序の維持に努めるとともに、各種税務研修による専門的知識及び技能の習得を通じて、職員の資質向上を図り、公平かつ公正な賦課徴収事務の執行に力を注いでまいります。

次に、住民福祉関係ですが、5月31日に実施予定でした環境美化推進運動の一環といたしまして毎年実施している「町内一斉のクリーン作戦」につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、本年度は中止とさせていただきました。

交通安全関係では、4月6日から15日まで「春の全国交通安全運動」が実施され、4月8日には交通指導員、学校及びPTA等の御協力をいただき、朝の街頭指導が行われました。参加いただきました関係各位に御礼申し上げます。

次に、健康づくり関係では、4月、5月に予定しておりました保健関連事業等は、新型コロナウイルス感染予防のため未実施の事業が多くなりました。その中で、新型コロナウイルス感染症以外の疾病予防も重要と考えまして、疾病予防に関する事業につきましては対策を講じて実施しております。

小児予防接種の定期接種につきましては、実施医師との打合せによりまして、待合場所の拡散などを行いながら実施しております。

乳幼児の法定健康診査につきましては、医療機関において通常どおり実施しております。そのほか母子保健事業につきましては、個別相談や実施時間の割り振りなどで対応し、6月以降は感染症予防対策を講じ実施していく予定でおります。

また、今月から実施される特定健康及び一般健康診査につきましては、一部中止となりましたが、実施される検診を受診していただく方には、検温、体調チェック、手指消毒、行動履歴確認など個々の感染症に対する予防措置を講ずることと、健診会場への入場管理などを行い3密を防ぎ、会場での感染リスクに対しても予防措置を講じ行ってまいります。

なお、御予約いただきました健診が中止となった町民の皆様には、今後、個別健診の優先的实施など受診環境を整えて対応してまいります。

高齢者の健康づくりや介護予防は、感染症予防の観点から、家庭でもできる健康づくりを実践していただくために、ハイキャットで高齢者向けの体操を放送していただいております。また、運動習慣のある方や教室参加を申し込んだ方などに対しまして、個別運動プログラムや体操DVDの配布などを順次行っております。

次に、建設関係ですが、梅雨時の災害発生を未然に防止するため、県と連携いたしまして実施される河川パトロールは、新型コロナウイルス感染防止の観点から、当分の間延期となりましたが、県との情報共有を図りながら、河川の異常等に迅速に対応してまいります。

また、例年、稲取地区自治会関係者ととともに、祭典前に実施しておりました道路の点検作業も、自治会関係者と日程調整を行いながら、不良箇所の舗装・補修等を実施し、道路の安全管理を図ってまいります。

地籍調査事業につきましては、賀茂地域1市5町と静岡県で共同実施に関する協定を結び、平成29年度より実施しております。今年度につきましても、津波浸水区域を含みまして片瀬Ⅰ地区の0.06平方キロメートル及び片瀬Ⅱ地区の0.03平方キロメートルについて、官民全ての筆界を確認し、津波被害後の迅速な復旧事業に取りかかれるようにするため、業務委託する予定でありますので、対象地区の土地所有者におかれましては、境界立会い等、御協力をお願いいたします。

次に、農林水産関係ですが、昨年の台風15号により被災した、わさび田及び水路の災害復旧工事を順次発注し、早期完成を図ってまいります。

なお、今定例会に白田わさび田前沢水路災害復旧工事請負契約について議案を上程してございますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

そのほか、補助事業など本年度発注工事は、早期発注を心がけまして、施設の安全確保に努めるとともに、地域経済の活性化に少しでも寄与できればと考えております。

景観の保全ですが、名勝の松の木に松くい虫防除のための薬剤を散布いたしました。今後とも注意深く監視し、景観の保全をしてまいります。

次に、観光商工関係であります。商工関係は、令和2年度も引き続きまして経済波及効果が高い住宅リフォーム補助金の助成を実施しておりますが、令和元年度の実績は58件、補助額987万円で、対象工事費の総額は6,700万円程となり、大きな経済効果が認められる結果となりました。町民、建築関連業者の双方から要望が強いことから、今後も引き続き制度を継続していきたいと考えています。

次に、生産性向上特別措置法において措置された先端設備等導入計画につきましては4件を認定しました。この計画は中小企業・小規模事業者等が設備投資を通じまして労働生産性の向上を図るための計画となっております。これによりまして、当該4件は民間金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会から別枠保証が受けられまして、補助金審査時に加点を得ることができることとなります。商工会を通じまして引き続き制度の周知を図っていきたいと考えております。

次に、イベント関係ですが、現在、ほぼ全てのイベントが中止に追い込まれておりまして、秋以降に期待するしかない状況であります。特にJRグループの大型観光キャンペーンであるデスティネーションキャンペーンが、静岡県で3年目のアフターキャンペーンとして、当町でも「細野高原の星空観察会」や「熱川温泉のキャンドルナイト」などを行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染予防の観点から全て中止となっております。宣伝媒体が大きかった分、誘客効果が見込まれておりましたので、残念でなりません。

次に、社会教育関係であります。町立の体育センターや総合グラウンド、学校体育館等の貸出しを中止させていただいたところですが、体育センター、総合グラウンドにつきましては5月18日から、学校体育館等におきましては6月1日から、町内者に限りまして貸出しを再開しております。消毒をはじめとした感染予防対策を守り、使用してもらうようお願いしております。

また、生涯学習等各種事業におきましても開催することができず、楽しみにしていた皆様に御迷惑をおかけしているところではありますが、徐々にスタートできるよう検討しておりますので、御理解ください。

町立図書館におきましても、長期間におきまして休館とさせていただいたところではありますが、通常6月に実施しております蔵書点検作業を5月の休館中を活用し完了させました。6月には休館期間を設けず貸出しを行うことができますので、町民の皆様の利用をお願いいたします。

次に、水道事業関係であります。令和元年度の水道事業会計は、3月末で出納を閉鎖い

たしました。

概要といたしましては、収益面では、使用水量の減少により営業収益が前年対比775万円、1.8%の減収となりました。また、費用面では、台風被害への対応経費の増加などもあり、純利益は前年対比1,620万円、54.3%の減と厳しい決算状況となりました。

このような状況に加えまして、現在のコロナ禍の先行きも不透明なため、今後は収益の大幅な減少も想定した事業運営を行っていく必要があります。

本年度予算に計上した工事の一部は、一旦執行停止し、状況を見ながら課題解決に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解・御協力をお願いいたします。

終わりに当たりまして、新型コロナウイルス感染症対策は、自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠であります。そのためには1人1人の心がけが何より重要であります。町民お1人お1人が日常生活の中で「新しい生活様式」を心がけていただくことで、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐことができます。御自身のみならず、大切な家族や友人、隣人の命を守ることにつながるものと考えられます。

また、事業者の皆様には、国から示されました「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」を基に、感染予防の徹底を図りつつ、町内経済活動の維持をお願いいたしまして、行政諸般の報告とさせていただきます。

◎日程第5 一般質問

○議長（村木 脩君） 日程第5 一般質問を行います。

本定例会では、各常任委員会の代表者が質問を行い、持ち時間は質問、答弁を含め60分以内とし、最初におおむね30分、休憩の後に、60分から最初の質問、答弁の時間を差し引いた残りの時間を持ち時間とします。

本定例会は一問一答方式により行います。また、これに伴い、町長の反問権も付与され、議長の許可の下、行使することが認められております。

なお、反問権行使に要する時間は、持ち時間各30分に含めないこととしますので、御承知ください。

◇ 稲 葉 義 仁 君

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員の第1問、新型コロナウイルス感染者の対応についてを許します。

3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） おはようございます。

文教厚生常任委員会では、担当の所管である分野から大きく住民関係、それから防災関係、あと学校関係ということで焦点を絞って3問の質問を準備させていただきました。

この質問の内容の取りまとめを始めてからもう一月近い時間がたっておりまして、物によっては既に対応済みだよというような内容ももしかしたら含まれているかもしれませんが、そのあたりはどうか御容赦いただければと思います。

それでは、質問を始めさせていただきたいと思います。

1問目、新型コロナウイルス感染者の対応について。

町民が新型コロナウイルスに感染した疑いがあったり、濃厚接触者として自宅待機となった場合、療養施設や病院に移動するまでの間、町としてどう対応するのか、以下の点を伺います。

1、厚労省は、自宅療養中の症状について自己観察リストを公表したが、重症化の兆候を見逃さないためにはパルスオキシメーターが有効とされています。自宅待機の町民への貸出し用に、町としてパルスオキシメーターを準備しておくお考えはございますか。

2、自宅待機し外出ができない町民の生活をサポートするために、買物代行などの取組が必要と考えるが、いかがでしょうか。

3、保護者がコロナウイルス感染症で入院した場合、残された子供の面倒や介護が必要な家族のケアについては、対象が濃厚接触者となるため、保育施設や介護施設での受入れは難しいと思われます。入院中の病院で見てもらえる体制づくりなど、町あるいは賀茂圏域でのサポート体制の構築が必要と考えますが、お考えはいかがでしょうか。

4、当町あるいは近隣の市町において、万が一感染が発生した場合、感染拡大を防ぐための初動対応が重要となるが、近隣市町、圏域での連携体制にボトルネックとなり得るような要素の存在はないか。

また、状況によっては独自の緊急事態宣言的なものを打ち出していくことも必要だと思う

が、お考えはいかがでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 稲葉議員の第1問、新型コロナウイルス感染者の対応につきましては4点からの質問ですが、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、自宅療養中の重症化の兆候を見逃さないため行う自己観察では、体温計による計測以外に数値化されているものではなく、息苦しさなども主観によるものとなっております。パルスオキシメーターを活用した血中の酸素飽和度の測定は、呼吸器の機能を数値化できまして、健康状態を把握する目安となりますが、測定値の判断は医療専門の方の介入指導が必要かと思われます。

自治体向けの「軽症者等の療養に関するQ&A」におきましては、宿泊施設での療養中の方に、看護師が健康観察を行う際に使用するための配備について示されているところであり、自宅療養中の方につきましても考えるところであります。保健所におきまして対応フォローアップしていくこととなりますが、保健所と協議いたしまして必要な場合は貸出しにも対応できるよう購入をしております。

次に、2点目についてですが、自宅待機が必要となる町民の方には、保健所と協議しながら保健師による電話相談など支援を考えております。その際、生活面のサポートが必要となった場合は、町としてできる限り対応してまいりたいと思います。

次に、3点目についてですが、感染者の家族への対応につきましても、保健所による調整が行われることになります。

保護者が感染し入院したことにより子供が濃厚接触者となり残された場合、検査の結果により陰性の場合は自宅待機となりますが、生活面や精神面でのサポートが重要となり、保護者の代わりに親族等で養育や健康管理をお願いすることになります。可能な親族がいない場合は、児童相談所と保健所が協議いたしまして、一時保護などの対応を検討することとなります。また、子供の症状等を踏まえまして、保護者の入院先の医療機関へ一時保護委託について相談をすることも考えております。

介護が必要な方が残された場合も、その方の検査結果などを考慮しながら保健所と協議し、必要な支援につきまして検討することとなります。要介護者の場合にはケアマネジャーを含

め必要な介護サービスや、また生活援助につきましても保健所と調整を図ることとなります。町や賀茂圏域でのサポート体制の構築につきましては、どのような体制が必要かを含めまして、今後検討してまいります。

次に、4点目についてですが、近隣市町で感染が発生した場合の初動対応、また町独自の緊急事態宣言的なものとのことですが、まず、町内の濃厚接触者の有無等、県が発する感染者情報を基に感染拡大につながらないように、法の定める範囲で町が整備している情報伝達網を活用いたしまして、町民の皆様にご感染予防対策をお願いしてまいりたいと考えております。

また、連携体制におけるボトルネックになるような要素とのことですが、当町において感染者が発生しておりませんので、どのようなボトルネックがあるのか、あらかじめ感染が確認された市町の対応状況等、情報を得て対応してまいりたいと考えております。

○議長（村木 脩君） 次に、第2問、避難所での感染症予防のための事前準備についてを許します。

3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） 2問目、避難所での感染症予防のための事前準備についてを伺います。

災害が発生し、避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期することが重要となってくるが、以下の点について町の考えを伺います。

1、国は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、通常の災害発生時より可能な限り多くの避難所開設を推奨している。災害発生に備え、指定避難所以外の施設やホテル、旅館などを避難所として利用できるような運用や体制の整備を図り、当該施設と具体的な実行内容を含む協定を締結する必要があると考えるが、いかがか。

2、避難所の開設や運営に当たっては、これまでとは異なった対応が必要と考える。必要とされる業務を洗い出し、あらかじめ自主防と町の役割分担を明確にしておくこと、あるいは混乱を避けるため町が主導し、自主防がサポートするような形態に運用を変更すること、こういったことも場合によって必要と考えるが、いかがでしょうか。

3、自主防や町の職員について、全般的な感染症対策及び避難所のゾーニングやカウンテック、保健師の巡回等、おのおのに求められる業務についての研修やマニュアルの作成が必要と考えるが、いかがか。

4、消毒液をはじめとする衛生用品等、避難所運営に関する備品についても、新たに備蓄が必要となるものが発生すると考えるが、いかがか。

また、例えば発熱者の早期発見に有効と考えられる非接触式の体温計等を用意するお考えは。

以上、よろしくお願いします。

○議長（村木 脩君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 稲葉議員の第2問、避難所での感染予防のための事前準備につきましては4点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、町が指定する避難所以外の避難場所の確保についてであります。国・県においては、必ず町指定の避難所に避難するのではなく、家族、親戚、知人宅等への避難を含めた分散避難、マルチ避難を推奨しております。

町では、熱川・稲取両旅館組合と災害協定を締結しており、災害時の受入れにつきましては、この協定で対応できるものと考えております。

また、今回の新型コロナウイルス感染症対策を産業団体連絡会と協議する中で、今後発生が危惧される災害時においては、ホテル・旅館に地域住民の避難受入れにつきまして、町の観光協会長にホテル・旅館等への周知、協力をお願いしたところでありますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目と3点目につきましては関連がありますので一括してお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策対応時の避難所の開設・運営におきましては、災害時要援護者の避難場所として協定を締結している旅館・ホテル等を活用し、避難所の3密回避のため、避難者数をできるだけ少なくする対応を行いまして、避難者のスペースの確保、またパーティションの設置、また換気等により感染予防の措置を講じてまいります。

避難者受入れ時には、発熱、せき、体調の確認や、消毒、マスクの着用の徹底を図りまして、体調不良者のためのゾーニングなどを検討し、感染の疑いがある場合は、保健所や医療機関との連携が必要となってまいります。

指定避難所の運営につきましては、原則、自主防と避難者が協力・運営をしていくこととなりますが、現在、町では、県より新たに示されました「新型コロナウイルス感染を踏まえた避難所運営ガイドライン」のたたき台に基づきまして、6月15日に避難所担当関係課におきまして、ガウンテクニックなどを含めた机上訓練を実施する予定であります。

今後は、訓練の結果と県の完成後のガイドラインに基づきまして、避難所運営マニュアル

などを準備していくこととなりますので、御理解をお願いいたします。

次に、4点目についてですが、想定される災害の種類や、また規模などによりまして、避難期間や避難者の人数も変化しますので、新型コロナウイルス感染症対策に必要となる備品や物資につきましては、種類・必要量など関係課と協議し、検討していきたいと考えております。

また、非接触式の体温計につきましては、現在、町が保有する11台を災害時に活用してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 次に、第3問、オンライン授業についてを許します。

3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） 3、オンライン授業について。

感染防止拡大の観点から、長期間にわたる休園・休校措置が取られたが、この間、家庭での過ごし方や学習の内容など不安を抱える家庭もあったと聞いている。今後も同様の事態が発生する可能性が否定できないため、オンライン授業をはじめとした学校での活動全般におけるICTの環境整備が急務だと感じるが、各家庭へのアンケート調査の結果を受け、今後どのように対応していくお考えか、以下の点を伺う。

1、GIGAスクール構想に関する国・県の動向及び当町の現在における検討、進捗状況は。

2、町のアンケート調査の結果は。また、それを受けた現時点での対応の方向は。

3、通信環境の整備や機器の貸出しについてはいかがお考えか。

4、教師への研修等はいかがお考えか。

5、オンライン授業の推進に当たっての課題は。また、それを受けた当面の対応と課題解決の方向性についていかがお考えか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 3問の答弁を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） これは教育関係でございますので、教育長より答弁いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 教育長。

（教育長 黒田種樹君登壇）

○教育長（黒田種樹君） 稲葉議員の第3問、オンライン授業については5点からの質問です

ので、順次お答えします。

まず、1点目についてですが、国は令和元年度の補正予算にて、1人1台端末と校内ネットワーク環境整備の補助制度を制定しました。

それを受け、当町においても、令和元年度補正予算として環境を整えるための予算を確保させていただいたところであります。

この予算を令和2年度に繰り越し、現在授業を進めておりますが、国からネットワーク環境整備や端末保管庫などの整備費に上限を設けるとの通知があり、経費を抑制するよう指導がありました。

また、端末についても1人当たりの購入額を4万5,000円とする上限と、全児童生徒数の3分の2までの補助という制限があり、今年度購入する学年についても、小学校5年、6年生と中学校1年生とする指示があったため、教育委員会としてもそれに沿って整備の内容を検討してきました。

その後、端末の整備については、コロナウイルス感染症対策によるオンライン授業の必要性が高まったことから、5月に入り、補助対象の3分の2に変わりはないものの、1人1台を早急に整備するように文科省から改めて指導があったところです。

現在、校内ネットワーク環境と端末保管庫については、補助金の内示があったため見積り依頼の段階まで来ております。ただ、端末については、国からの内示がまだないため、少しでも早く発注できるよう、端末の在庫状況を調べているところです。

次に、2点目と3点目につきましては関連がございますので、続けてお答えいたします。

各家庭へのアンケート調査につきましては、学校が独自に休校中の家庭での状況を調査したものです。質問の仕方に多少の違いがありますが、ほぼ8割から9割の家庭はインターネットにつながる機器があるという結果でした。

しかしながら、データ量に上限のある家庭も考えられることから、教育委員会として、全ての学校において契約プランも含め、家庭でのネットワーク環境を調査する準備をしております。その結果を踏まえた上で対応を考えてまいります。

次に、4点目についてですが、オンライン授業を進めるに当たっては、通信機器や環境を整えるとともに、それらの機器をどのように使って、どんな内容の授業を行うかが重要となります。

そのため、教員がICT機器を使って指導するための技能の習得をすることに加えて、オンライン授業という新たな教育方法の研修が必要です。

教育委員会としては、町内の学校において、今後オンライン授業にも対応できるように教員研修を行っていきたいと考えております。

次に、5点目についてですが、新型コロナウイルス感染拡大防止により、全国の多くの学校が休校となり、家庭での学習を進める一つの方策として、オンライン授業に取り組んだ教育委員会や学校があったと聞いております。

これまで学校教育において、オンラインでの授業方法が確立されていたわけではありまないので、手探りで取組を始めたという学校が多かったようです。

その中で指摘されている課題としては、まず、家庭での通信機器環境が様々であるということです。それに対して教育委員会としては、先ほど述べたような対応をしていきたいと考えています。

次に、学校がオンライン授業のノウハウを持っていなかったことで教員が困惑したことが課題として挙げられます。これについては4点目で述べましたように、教員の研修と実践を積み重ねていく必要があります。

また、児童生徒の課題としては、一方的な受け身の学習になりがちであることや、集中力が続かない、デジタル機器の画面を凝視することで視力低下などの目の健康を損なうことなどが心配される等の課題が挙げられています。

双方向のコミュニケーションの在り方や、児童生徒同士のつながりをどう取り入れていくかの対応策を考えていくことや、20分間画面を見たら目を休ませるなど、オンライン授業における学習ルールを考えていく必要があります。

様々な課題は、実際に子供たちと今後オンライン授業を行っていく中で、さらに明確になっていくものと思われます。事前に対応策を十分考えていくとともに、授業を進めながら学校と教育委員会が連携し、教職員の負担が大きくなるような配慮をして、対応方法を検討していきたいと考えています。

○議長（村木 脩君） ここで11時10分まで休憩とします。

休憩 午前10時31分

再開 午前11時10分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

引き続き、3番、稲葉議員の第1問、新型コロナウイルス感染者の対応についてを許します。

3番、稲葉議員。

(3番 稲葉義仁君登壇)

○3番(稲葉義仁君) 御答弁ありがとうございました。

それでは、何点か伺わせていただきます。

まず、御答弁の中で、パルスオキシメーター、こちらを保健所と協議し、必要な場合貸し出せるよう購入しておりますという御答弁を頂戴しましたが、今、在庫として購入をしているのかどうか、一応確認させてください。

その点と、物があったとして、これをいわゆる感染者ではなく、感染がまだ確定しないでおうちで待機をしている方々、こういった町民の皆さんのために貸し出すということは実際御検討いただけるのかどうか、ちょっとその辺を教えていただければと思います。

まずは、そのあたりから、すみません。

○議長(村木 脩君) 町長。

○町長(太田長八君) パルスオキシメーターに関しても事務的なことだし、またこれ、保健所との関係もありますもので、担当課から説明させます。よろしくお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 健康づくり課長。

○健康づくり課長(鈴木嘉久君) それでは、パルスオキシメーターの在庫についてですけれども、現在3台を所有しております。1台は大人用ということ、それから2台については4歳児から対応できる形のものとしております。

それと、感染等に関わる町民の要望に対して貸与が可能かどうかということですが、町長の答弁にもありましたように、医療が絡むということで、本来、その数字を扱ったり、その出た酸素飽和度等の取扱についての判定というものについて、やっぱり医療専門の方の介入が必要かと思いますので、単純な貸与については、現在のところ考えてはおりません。

以上です。

○議長(村木 脩君) 3番、稲葉議員。

(3番 稲葉義仁君登壇)

○3番(稲葉義仁君) ありがとうございます。

機器の備蓄というか、持っているということで、貸与の部分の話なんですけれども、保健所が絡むという部分は、特に保健所絡みの部分というと軽症者への対応というところで必然

的に、御答弁にもありましたけれども、宿泊施設などでは看護師が常駐して、その方々が面倒を見ながら経過観察のためにその数字をチェックするという意味かと思います。

一方で、質問でもちょっとさせていただいた、まだ感染が確定していない状態で自宅で待機しているような方が出た場合、そういった方々に例えば貸出しをする、数字の判断については、全然これが心当たりがないというか、かなり理由があって自宅で待機をされている方という意味では、医師なり、保健所なりに、その数字を基に、自らの体調を報告あるいは相談するということで、それなりに有効なのではないかと思いますが、そのあたりはどうなんでしょうか。軽症者とまだ感染が確定していないという部分では、ちょっとややこしいところがあるんですけども、その辺伺いしたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、感染していない方の基本的な考えは検温ですね。検温してもらった中で、出てきたら、やると。

パルスオキシメーターに関しましては、個人的対応と、そういうことを言われました。それはちょっと検討させていただくと考えておりますけれども、今まだ3台しかありません、それをどれだけ町民に貸し出すのかというのが、また必要になってくる、まずは検温ということを考えておりますので、検温をやってもらった中で、その辺のもしあったらパルスオキシメーター、この辺はまた検討していきたいと考えております。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） 自宅での経過観察につきましては、感染が確定した方の軽症者が自宅での療養という形の中で捉えております。ですので、感染確定のない方について、医療機器等を使用した観察については、現在のところ考えはないかなと。

それから、保健所があくまでもそういうことでの対応を第一にするものですから、町が独自という形はまずないかなというふうに考えております。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） 御事情は理解いたしました。

取りあえず今回の質問をさせていただいた前提というか、考え方として、今課長、町長もおっしゃられたとおり、感染者、これは軽症者であっても感染された方というのは、基本的に保健所あるいは医療機関が責任を持って行うという形になっているものと理解をしております。それをカバーするというか、その後の質問にございます濃厚接触者

であったり、感染が確定していないけれども疑われるような方、こういった者が発生した場合、このあたりの対応が多分、町が一番求められるところに、そういう意味ではなってくると思いますので、そういったところを踏まえて、パルスオキシメーターの件は理解いたしましたが、今後も対応をよろしく願いいたします。

それと、次の質問なんですが、2点目、3点目、買物代行等のサポート体制、それからお子さんや介護者へのサポート、このあたりの部分なんですけれども、いずれの場合についても保健所と協議をしながら、場合によっては保健師との電話の相談ですとか、必要があれば保健所と相談をした上でいろいろ対応を検討していきたいという答弁だったかと思います。

その点についてなんですが、実際にそういった方が発生した場合、これは具体的にどの課が担当する形になるのかということと、いろいろな方がいろいろな形でコミュニケーションを取っていくようなケースは考えられるかと思いますが、その場合に必要な体制というんですか、そういったものも検討していく必要があると思います。

具体的には、職員の皆さんなんかの感染防止の体制なんかも徹底しなければいけないとか、そのあたりが出てくるかと思います。そういった部分。それから、保健所との協議という部分については、実際にこういった方が出てきてから協議するというより、ある程度ケースを想定して、どういう対応を取るか決めておくということも必要ではないかと思うんですけれども、そのあたりのお考えはいかがでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 感染者が出た場合も、保健所が対応した中で、それに対して町が協力する、そういう状況でございます。そういうことで、まず濃厚接触者、これが一番大事で、いかに濃厚接触者がいるか、濃厚接触者にならないような方法、感染者が出た場合は基本的には保健所対応。

そういうあたり現場はほとんど担当は大体健康づくりの鈴木課長がなっておりますので、具体的には鈴木課長のほうから答弁させていただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） それでは、実際に発生した場合どこが担当するのか、まずこれですけれども、対応するところが保健所ということで、直接に保健所との連携を取るためには、窓口としては健康づくり課になろうかと思います。

それから、体制ということですが、感染された方の環境により体制づくりがいろいろ変わるかなと。例えば小さいお子さんがいたりとか、あるいは高齢者の方がいたりという

ことで、体制についてはその都度考えなければならないかなというふうに思います。

それから、保健所との連携のことについてですけれども、連絡調整会議というものを設けられておりますので、またそういうところで協議等できるように図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 次に、第2問、避難所での感染症予防のための事前準備についてを許します。

3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） 2問目、今度は避難所絡みの質問でございます。

これにつきましては、大体御答弁いただいた内容に基づきまして、順を追って改めて質問させていただきたいと思います。

まず1点目、国・県においては避難場所の確保、このあたりにおいて分散避難、マルチ避難を推奨しておりますということで御答弁をいただきました。国から出ている計画の改定内容でも、確かに昨年度の水害などを受けて、必ずしも避難所に逃げるのが全てではなく、安全なところに逃げる、あるいは自分の自宅が安全ならば逃げないというのも選択肢であるということを、しっかりと周知をしていきたいという話は出ておりますが、一方で、このコロナウイルス感染症の対策の観点を取り入れた対策も必要であるということも並列して出ております。

その中で避難所の増設であったり、必要な備蓄品の確保、この辺がやはり重要であるという形で恐らく対策が取られているかと思うんですが、その意味では、この分散避難、マルチ避難を推奨するとともに、より多くの避難所を確保する、あるいはそれぞれの避難所できちんとした感染症に対する対策を取るということも、同じように強く求められているものだと思うんですが、そのあたりのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、避難所に関しましても、壇上で言ったように、1か所に集まるのではなくて、3密を避けるという中で、大分時代が変わってきましたので、3密を避けた中で避難所運営をしていかなければならない。その中で、取りあえず町は、6月19日に担当が机上訓練をやりまして、県の暫定的なガイドラインに沿って。それを基に県が7月の月上旬あたりに新聞報道によりますと確固たる形をつくると。それに対しまして、町は町の運営計

画はつくっていききたい、そういう考えいくと。

備蓄とかいろんなことに関しましては、後で担当から説明いたします。よろしくお願いします。

○議長（村木 脩君） 防災課長。

○防災課長兼防災監（竹内 茂君） それでは、避難所の確保についてであります。当然町としましては、今の公共施設が中心になりまして指定避難所としております。それと、各地区の公民館、防災センターが位置づけをしております。

先日、観光商工課のほうで両旅館組合と協定を結んでおりますので、そういう場所のホテル、旅館を活用すると。あと、公共施設に準じたような施設があれば、順次、町のほうとしては避難所を確保していききたいとは考えています。ただ、避難所が多くあれば移すのかといえますと、当然、そこにはマンパワーの部分もいろいろ課題が出てくると思います。ただ広げても、そこで運営が果たして十分できるかということも考えますと、ただ広げればいいのかということではないというふうには考えておりますので、それも対応を考えながら対応していきたいと思っています。

以上です。

○議長（村木 脩君） 3 番、稲葉議員。

（3 番 稲葉義仁君登壇）

○3 番（稲葉義仁君） ありがとうございます。

避難所を広げればいいのかではないというのは全く同意いたします。そのあたりについてなんですが、まず、熱川・稲取の両旅館組合と結ばれている災害協定、こらは、具体的にどのような形の内容の協定を結んでいるのか。特に実際の避難所開設に当たっての役割ですとか、どういう段階になったらどうする、そのあたり、具体的な内容がどういう形になっているのかというところが分かれば教えていただきたいと思っております。

あわせて避難所ということであると、今も話にちょっと出ましたけれども、今御答弁でもいただきましたとおり、かなり自主防が避難所の開設には大きな役割を果たしていただいておりますが、この自主防と今回のコロナウイルス感染症の対策が必要となったという部分を含めまして、避難所の開設について何らかの協議を行っているのか。行っているとすれば、どのような話合いを持たれているのか、そのあたり 2 点について教えていただければと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 自主防に関しましては、まだ話合いをしていません。前回の区長会のときに、自主防の会長、区長さんたちから、早急にこの運営のマニュアルを作ってほしいことを言われました。

そういう中で、さっき言ったように、一応、6月19日に机上訓練をやって、そして7月の上旬に県が新たなガイドラインを出すと、そういう中で、町の運用を早急に出していきたいという話をした中で、自主防とは実際問題起きたときにはどうしようかということをもまず話し合っ、自主防のほうから早急にやってほしいということを言われましたもので、これは早急に作っていききたいと考えております。

あと、協定書の内容に関しましては担当から。

○議長（村木 脩君） 防災課長。

○防災課長兼防災監（竹内 茂君） それでは、協定の内容になりますが、基本的には災害時の要援護者、要は要配慮者を中心とした受入れというふうな内容になっております。

その中で、対応とするのは、宿泊、入浴、それから食事の提供という形になっております。対象とする範囲の中では、要配慮者になりますが、その他集団生活等が困難な者という形になっておりますので、この辺の部分を町としては準用させていただいて、当然、3密になるのを避けるという意味で、この辺をまた御協力をいただきたいなと思っております。

それと、自主防災会との協議につきましては、先ほど町長が申しましたように、まだ細かな内容が、町としてのガイドラインもしくはマニュアルを、これも住民福祉課等が検証した中で、町のマニュアルはどういうものがあるかというものを踏まえた中で、自主防災会と今後協議して、避難所の運営、それからどういう役割をそれぞれ分担をするのかということを決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） まず、旅館、ホテルの協定の件については、つまり災害時の要援護者、少なくとも現状はこういった方々の避難場所として協定を結んでいると。これを今後は、場合によってはもう少し対象を広げるということも検討をしているということなのかということと、あと、避難所の3密回避のために避難所をできるだけ少なくする対応を行う、このあたりが、多少このホテル、旅館のところにもかかってくるかと思うんですけれども、そうすると、普通の方もある程度、逆に言えば旅館、ホテルに避難していくことも想定というか、これから想定していきたいということだと思えるんですけれども、この場合の避難の仕方と

ころ、3密を避けるという意味で、ちょっと細かい話になりますけれども、今まである通常の避難所に一旦避難してから例えば旅館等に分散するのか、ある程度の地域、地域については、あなた方はこちらの旅館ねというのをある程度示した上で、それぞれに避難をさせる形を取るのか、そのあたりがどうなのかというところ。

また、ちょっと具体的になっちゃいますけれども、避難スペースの確保ですとか、パーティションの設置、それから避難所のゾーニング、この辺というのが多分、かなり感染症対策に絡んでくるところで、恐らく自主防の皆さんもこのあたりがはっきりしないと、今後、避難所の開設も本人たちも不安だと思うんですよね。このあたりを具体的にどうしていくかというか、これは結局、マニュアルとかで決めていかなきゃいけないことだと思うんですけれども、そういう意味で、災害の協定を結んでいる旅館、ホテル、ここと自主防、こういった避難所の運営に関わる皆様と町との役割分担というのを、今まで以上にはっきりと明確にして、準備すべきものは先に町で準備するということも必要かと思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（村木 脩君） 防災課長。

○防災課長兼防災監（竹内 茂君） それでは、避難所の自主的な運営のかかわりになると思いますが、この協定に基づきまして、稲葉議員からもありましたように、一般の住民の受入れということは想定した中で御協力をお願いしていきたいというふうに考えています。5月になりまして、国のほうからもホテル、旅館等の避難所にする場合の協定書のひな形等も出ておりますので、それも踏まえた中で、新たにそういう形で締結をし直すのかということも含めて考えていききたいと思います。

それと、避難の住民をあらかじめ決めておくかということになりますが、ただ、災害の状況によっても避難場所が限られているというか、そこには避難できないとか、あと、ホテル、旅館ですと当然宿泊者の方もおられますので、ただそこに行っていけますよというのは、なかなかできないかなと思っております。ですから、その辺については今後、どういう形がいいのかはしっかりと決めさせていただきたいというふうに考えております。

それと、マニュアルに基づいた中で、当然、ホテル、旅館の従業員の方、それから経営者の方、それと自主防等ともちゃんとその辺の連携を深めるために研修会とか、マニュアルに基づいた役割分担をきっちり決めていききたいというふうには考えております。

それと、ゾーニング等に関しましては、国のほうから、避難所であればこういう配置がいいですよというのは示されておりますので、各避難所でどれだけの体制が取れるのかも含め

た中で検討はしていきたいと思っています。

それと、物資については、当然いろいろ今出ています段ボールベッド等がありますが、それについてはうちのほうもいろいろ検討しておりますが、どうしても湿気が多いこの地域でするので、数年たつとカビが発生してしまうということもあって、なかなか衛生面が確保できないということもありますので、その辺については、また検討をさせていただきたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 取りあえずワクチンができなければ、ずっとこれやらなきゃならない。ワクチンができれば、また違った方向の、まずワクチンができないときは、もう先回りして対応していきたい。

ゾーニングに関しましては、課長が言ったように、テントまた段ボール、シートとか、何が一番有効か、そして何が一番もつか、いろんな面で今検討しておりますので、それに対し6月15日に担当課が机上訓練の中で一応やりますので、それをちょっと見た中で、また考えていきたいと考えております。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） ありがとうございます。

なかなかこうやって質問していても、想定しなければいけないことが大変多くて、すいません、まとまった質問がこちらまでできていなくて申し訳ないんですが、例えば、先ほども段ボールベッドの話なんかもありました。あと、衛生用品とかなんかの備蓄の話でも、必要数をこれから検討していきたいという話がありましたけれども、本当にいろいろ検討すべき範囲が広いというところで、これ資料として配付させていただいた「人と防災 未来センター」というところの避難所開設での感染を防ぐための事前準備のチェックリストの簡易版ということでございます。

ばあっと見てみると、一通りのことが非常に網羅されていて、自分の中でも頭の中の整理にすごく役立ったなと思うんですけども、こういったものを利用して町のマニュアルづくり、避難所の開設に対する準備を進めていくというお考えがあるのかどうかというところと、一方で、これだけ検討することが多い中で、これから夏を迎えるというところだと検討が間に合わないという可能性がというか、検討している最中に、例えば大雨が降ってとか、地震

が起きたりという可能性もないわけではないと思うんですよね。ここに対してどうしろというのあれなんですけれども、そういった部分のところも含めて、今現時点で取れる対応はどこまでなんだというところを、常に多分、当局側が頭の中に入れて、自主防と連携を取りながら対応をどんどん完璧にしていくということを進めていかなきゃいけないかと思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（村木 脩君） 防災課長。

○防災課長兼防災監（竹内 茂君） それでは、今稲葉議員からも提案がありました、頂いたこの資料を見させていただきました。当然このチェックシート等、このほかにも国からいろいろなチェックシートも出ております。そういうものをマニュアル化したほうが、町としても手っ取り早いかな、皆さんに周知ができるかなと考えております。ですから、これについては参考にしていきたいというふうに考えています。

それと、町のほうでこれから体制を検討している中で、当然、地震とか水害等の発生も危惧されます。それにつきましては、今あるキャパの中で何ができるかというのは、防災課を中心に、いろいろな状況を把握した中で対応していきたいというふうに考えております。

先ほど医薬品等もありましたが、医薬品等の備蓄につきましては、今なかなか確保ができないという中で、国のほうからも、なかなか確保できないところについては要望を上げてくれいというところもありますので、それについては県を通じて要望を上げたりという形で対応はしていきたいと思います。ただ、薬品になりますと当然保存期間が決められておりますので、大量にやっても、その部分の後の処理をどうするかとか、いろいろ問題も絡んできますので、その辺はそれぞれの状況に応じて対応していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（村木 脩君） 次に、第3問、オンライン授業についてを許します。

3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） それでは、質問させていただきます。

1点、まず確認だけさせてください。GIGAネットワーク構想に絡めての話のところ、端末の補助のところは1台4万5,000円の、全校生徒数の3分の2までという制限だという御答弁を頂戴しました。一度お話をさせていただいたときもいただいた話で、ちょっと再確認なんですけれども、残る3分の1の部分が既に地方財政措置が講じられていて、その中でやってくれという話になっているということがあるので、こういう形になっているという理

解でよろしいでしょうか。

○議長（村木 脩君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） 以前、そのお話をさせていただいたときにも、国はそのスタンスで対応してくれということでございまして、今般、結構、説明会なども国は行っているんですけども、その中でも、これまで地方財政措置をしてあるところで3分の1の分は賄うということで、ただ、今後も支援はしていくという言い方はしていますので、そこだけで、もう絶対に今後は補助しないというイメージではなさそうな部分もありますので、また国の動向を見ながら、この対応を検討してまいりますので、御理解いただければと思います。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） ありがとうございます。

そういった中で、まだ端末については国の内示がないというところと、どこの地区でもこうやって同じようなことをやられていると思うので、在庫状況を調べているというところだと思うんですけども、実際問題として、今あまり明確な見通しというのは出てこないかと思うんですけども、目安とすると、この端末の部分の確保にどのくらいのところが妥当な時期なのかなというところで、何か一つ明確な考え方というのはあるんでしょうか。

○議長（村木 脩君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） 現在のところですが、端末についてノートパソコン型を優先する学年があるというか、そのほうがふさわしいというところと、小学校につきましては、慣れてもらうためにタブレット形式のもののほうがいいんじゃないかという意見もありますので、そのどちらも今、どういう納期になるかを確認しているところであります。

ノート型にしても、タブレット型にしましても、国の示している上限の額では機器の購入のみという形になりまして、どこのメーカーもそれに付加としていろいろなものをつけてこないと売ってくれないような状況もあるんです。その辺は、ちょっと国からも指導をお願いしたいなと思うところもあるんですけども、基本的には5万5,000円から6万5,000円の範囲には必ずなってくるということで、それでも必要最低限という形のもので、納期の確認といたしましては、最短、言い値のままで買えば8月から9月には何とかなるんじゃないかなとは思いますが、それについてもいろいろな条件をつけられるものですから、その辺精査しながら、なるべく有利で最短の方法を今検討してございますので、御承知いた

できればと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） ありがとうございます。

なかなかこのハード面の準備でも、これだけ一どきになると難しいところはあるかと思うんですが、何分このような状況なので、そのあたりも引き続き御検討というか、頑張っていていただきたいと思います。

それと併せての話なんですけれども、アンケートを取った結果で、また改めてネットの通信環境等も含めて皆様、御家庭がどのような状況かというのを精査した上で、また今後の対応を検討したいという答弁をいただきましたけれども、ハードも含めて、学校自体が準備するのに時間がかかるという中で、当面の話で言うと、やはり町長の御答弁にもありましたけれども、また冬に再感染なんていう話が出たり、そういう意味で言うと、いつ何どきまた学校に来れないような状況があるかも分からない。ないほうがいいんですけれども、そういう中でいきますと、何らかの形でこのオンライン、ICTの活用というのは、不完全な形であろうが何だろうが、ないよりはいいだろうということも含めてなんですけれども、ある程度走っていかなきゃいけない部分も出てくるかと思います。

そういった意味合いも含めて、アンケートの結果を受けた後の話ですけれども、通信機器あるいは端末の貸出しも含めて、何らかの対応を取っていくおつもりがあるのかどうか、そのあたりの考え方についてお聞かせください。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） 今、御質問、御意見いただいたとおり、これからもまだコロナの感染が拡大して学校が再度休校になることも考えられます。そのときに、機器の導入の状況は先ほど局長からお話ししましたけれども、どれぐらいの時期に学校のICT機器が充実するかは、まだ見通しははっきりしておりません。

ただ、秋とか冬とか、再度休校が考えられるようなその時期までに、何らかのオンライン授業ができるような対応も考えなければいけないという、そういう方向も考えますと、通信環境を把握させていただいた上で、前にちょっとお話ししたのは、学校ごとに大まかに通信ができるインターネットの機器があるかということを聞いた学校はありましたので、それでいくと8割から9割、アンケートを取った学校ではインターネットができるというお話でした。

それにさらに、教育委員会としては、もっと細かい通信環境も調べさせていただいて、その後ですけれども、まずは学校機器がそろわないとしても、まずは御家庭の機器を、インターネットのつながるような機器を使わせていただきたいと。これは私どもの考えだけではなくて文科省も、これから学びの保障という考え方の中に、まずは家庭の通信環境や通信機器を利用させていただくということを方策の一つとして挙げております。そこをまず考えていきたいと。

そして、貸し出せるものとして、通信の設備、ポケットWi-Fi的なものをたくさんとはいきませんが、早くに準備ができれば貸出しも行いたいと。それでまだ難しい状況があるようでしたらば、可能な児童生徒は学校にも来てもらって、学校の環境の中で、少ない人数であれば休校中でもICT機械を使ったオンライン授業に対応してもらえるのではないかと、その辺のところまで現在考えております。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） 御答弁ありがとうございます。

なかなか限られた時間の中で難しいところはあるかと思います。こういったICT、オンラインを使った学校の活動という意味では、今教育長がおっしゃられたとおり、学校にいらなくてもいいというのをひっくり返せば、学校に少ない数がいてもいいということでもありますので、どういった手が取れるかというのをいろいろと御検討いただいて、そのとき、そのときで取れる最善の手を打っていただいて、皆さんが楽しく学校での生活あるいはオンラインでの生活というものをしていただけるような取組を、これからもお願いいたします。

あわせて、本来の目的であるオンライン授業のところ、研修のところですね、先生方、この辺も進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 以上で3番、稲葉議員の一般質問を終結します。

この際、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 山 田 直 志 君

○議長（村木 脩君） 午前に引き続き、一般質問を行います。

14番、山田議員の第1問、新型コロナウイルス感染症による影響と経済対策についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 私は、総務経済常任委員会の皆さんを代表して一般質問させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症による影響と経済対策についてを伺います。

政府の緊急事態宣言の発令により、外出や移動の自粛が求められ、観光立町である当町の経済と町民生活は大きな影響を受けてきました。

そこで、以下の点について伺います。

- 1、感染症による経済への影響について、町はどの程度把握しているか。
- 2、感染症の拡大を防止するために行った飲食店、観光業者への休業要請の対象と協力事業者数、協力金の総金額は。
- 3、事業者向け各利子補給事業の利用件数と総金額は。
- 4、町の事業継続化支援金の申請状況。
- 5、国の特別定額給付金の申請と支給状況は。
- 6、町民への経済的な支援策を考えているか。
- 7、経済活動の再開の大前提は、旅館をはじめとした観光施設での感染症予防対策を行うことである。町は現状と対応についてどうなっているのか。
- 8、国の観光復興支援、「Go Toキャンペーン」と連携した観光誘客対策は計画されているか。

9、今年度予定している観光イベントや宣伝の取組はどうなるのか。

以上、お伺いいたします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

○議長（村木 脩君） 町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) 山田議員の第1問、新型コロナウイルス感染症による影響と経済対策については9点からの質問になっておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、感染症による町内経済の動向は、特に観光産業への影響が深刻であり、今年の1月こそ入湯客数が前年対比で2.1%増えましたが、2月から新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に出始め、2月の入湯客数は前年対比4.2%の減、3月になると45.1%の減となりました。宿泊者のキャンセルも増え、2月は1万8,746人、3月は3万6,429人を超えました。

4月以降はさらに深刻さを増しまして、7日には7都道府県に対し非常事態宣言が発令、16日にはその区域が全国に拡大されたことで、県をまたいでの人の移動に制限が叫ばれまして、集客そのものができる状況となり、ほぼ全ての宿泊施設が5月31日まで休業いたしました。これらの影響により、入湯客数を基に算出される2月以降の経済損失額は46億円程度になると推計されます。

なお、規模の大きな旅館を中心に、引き続き6月末まで営業を控えるところもあり、収益を生み出せない状況が今後続くようであれば、廃業する旅館、ホテルも出てくるものと思われます。

また、観光産業については、その裾野が広いことから、町の商工業者にも広く影響が出ており、宿泊施設に関連する卸売業者や取引業者、施設内で営業をされている事業者、土産物店、土産物の製造業者、飲食業者などの落ち込みが大きくなっております。

一方、一次産業にも影響が出ており、農業関係では高級食材のワサビや、式典・催物などが控えられたことによるカーネーション等の販売の不振、また水産業関係ではブランド化されている稲取キンメの価格低迷が響き、売上げが悪化しております。

次に、2点目についてですが、飲食店への休業要請については、夜間営業しているスナック、バー、居酒屋などの飲食店で午後6時以降の営業を自粛した町内事業者を対象といたしまして、協力事業者は75件、総額1,500万円の支出となっております。

観光業への休業要請につきましては、旅館・ホテル・民宿・ペンションなどの宿泊業、観光レジャー施設、ダイビング業、遊漁船の営業を自粛した町内事業者が対象で、協力事業者は88件、総額1,760万円の支出となっております。

次に、3点目についてですが、県の新型コロナウイルス感染症対応枠での経済変動対策貸付に係る利子補給は、5月末現在、利用件数は36件、融資決定総額は10億8,000万円、利子

補給予定総額約1,300万円となっております。

なお、5月1日より国の第1次補正予算で可決成立した国連携新型コロナウイルス感染症対策貸付の新たな制度の運用が始まり、国が3年間の利子補給を行うことが決定いたしました。この制度は、従前の制度と併用して運用されるため、金融機関には、町の支出抑制のため、新制度での貸付けをお願いしているところであります。ちなみに融資の際の申請に必要な町の認定につきましては、新旧制度合わせて、6月5日現在102件の事務処理を行っております。

雇用調整助成金に係る緊急支援融資に対する利子補給につきましては、金融機関への問合せはあるものの、今現在、融資の申込みはないとの報告をいただいております。

次に、4点目についてですが、事業継続化支援金につきましては、6月1日から8月31日までの申請期間を設け、東伊豆町商工会で受付事務を行っております。商工会からの報告によると、6月5日現在205件の申請となっております。

次に、5点目についてですが、特別定額給付金につきましては、5月11日に申請書を発送し、5月末現在で申請受付件数は全6,269世帯の92.8%に当たる5,817世帯、給付世帯数は85.5%に当たる5,361世帯となっており、10億6,400万円が給付済みとなっております。

申請受付期限は8月13日までとなっておりますので、今後も可能な限り多くの方に給付できるように取り組んでいきたいと考えております。

次に、6点目についてですが、今後の支援策につきましては、財源の確保が一番の問題でありまして、国の第2次補正予算案の自治体向けの臨時交付金に期待するところであります。

このように財源の担保が条件となりますが、町では消費喚起による町内経済活性化と生活支援の要素を併せ持つプレミアム商品券の発行について、関係団体と協議していきたいと考えております。

次に、7点目についてですが、御承知のとおり、町内のほとんどの宿泊施設については5月31日まで休館しておりました。6月1日から徐々に営業を再開し始め、旅館独自の感染予防対策をホームページで発信しているところもあります。

町では、県が県内宿泊・観光施設向けの感染症対応指針を5月26日公表したことから、これを基に町の観光協会関係者を中心に、従業員に対する安全対策も含め、独自の感染予防マニュアルの策定を行っており、早急に取りまとめ、公表及び周知を図っていきます。

次に、8点目についてですが、令和2年5月26日の緊急事態宣言の全面解除を受け、国の第1次補正予算で可決された観光復興支援の「Go Toキャンペーン」を7月下旬より実

施することが、政府から発表されました。

このキャンペーンのメニューの中で誘客対策として位置づけられているのが「Go To トラベル」になります。国内旅行の代金を、1泊当たり最大2万円で半額補助するほか、土産物店などで使えるクーポン券を発行する内容となっております。

この需要喚起策については、全国規模で多額の資金が投入されることから、直接的な連携は難しいと考えており、町の観光協会関係者と協議した中で、「美伊豆」や静岡県が行う誘客対策との連携を図っていくことを考えております。

次に、9点目についてですが、夏までに予定されていた観光イベントにつきましては、ほぼ中止が決定しております。秋以降の観光イベントについては、実施する方向で調整しておりますが、新型コロナウイルスの感染状況を見ながらの判断になろうかと思われます。

観光宣伝につきましては、全国で緊急事態宣言が発令されている間は情報発信できませんでした。今後は、感染拡大や非常事態宣言の発令等の状況を見ながら、誘客対策を中心とした観光宣伝を行っていきたいと考えております。

○議長（村木 脩君） 次に、第2問、新型コロナウイルス感染症対策による町の財政運営についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 第2問、新型コロナウイルス感染症対策による町の財政運営についてお伺いいたします。

感染症拡大により町経済が疲弊し、町財政にも影響は及んでおります。

そこで、以下伺います。

1、今年度予算に対しどのような影響を見込んでいるのか、予算の組替えなどの対応策を考えているか。

2、感染症対策事業の総金額と財源構成はどうなっているのか。

3、財政調整基金及びふるさと納税基金の残高は現在どういう状況にあるのか。

4、歳入の減収分を補てんするために、新たな財源確保を考えているのか。

以上お伺いいたします。

○議長（村木 脩君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 山田議員の第2問、新型コロナウイルス感染症対策による町の財政運営について4点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

1点目についてですが、今年度予算の影響につきましては、3月の時点で最大2億円の減収を見込み、最低限の対応として、歳出における約8,000万円の執行停止を命じたところであります。

今年度はスタートして2か月余りですので、これからの感染症の状況による町税等の収入への影響や、また国の支援策を見ながら、執行停止の解除及び予算の組替えを今後の補正予算において実施する予定であります。

次に、2点目についてですが、これまでの感染症対策事業の総金額は14億3,940万7,000円となります。これに対する財源は、国庫支出金が12億9,940万8,000円、県支出金が2,050万円、一般寄付金100万円、ふるさと納税基金から6,100万円、財政調整基金から5,749万9,000円といたしております。

次に、3点目についてですが、本定例会に上程してございます一般会計補正予算（第5号）後における基金の残高は、財政調整基金が2億9,094万9,257円、ふるさと納税基金が2億5,029万8,813円となります。なお、ふるさと納税基金の残高には、本年度当初予算に計上した見込み積立額8,805万5,000円を含んでおります。

次に、4点目についてですが、新たな財源につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う地方税の徴収猶予特例債や減収補てん債などの検討を行っているところであります。

このように国の制度を活用して安定的な財政運営を行っていきたいと考えております。

○議長（村木 脩君） ここで、14時まで休憩とします。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 2時00分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

引き続き、14番、山田議員の第1問、新型コロナウイルス感染症による影響と経済対策についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） ここからは一問一答でいきたいと思います。

町長も壇上で、町内経済、町民生活への影響というものをいろいろと御説明されました。この辺の問題につきましては、町の持続化支援金の形の申請が出てくると、言わば1,000事業者ぐらいの方々の業種、職種にもよって、いろんな形で影響の実態というのが把握できると思います。この辺は申請が終わった段階でしっかりとまとめたもの、また、その中で業界・業種どういう影響を受けたのかということについては、ぜひ町民や議会にも分かるように御説明をしていただきたいというふうに思います。

行政報告では、特別定額給付金の問題について、町民の皆さんがというふうに言って、町長のほうから感謝をされるような表現もあるんですけども、実は、私聞いていると、今町民の皆さんから、うちの町は早かったねと。この点では非常に町民の皆さんからは役場頑張ったという評価をいただいて、私なんかもそういう声を町民の皆さんからも聞いています。だから、これは町としてその責任を果たせたということだろうと思うので、町長が、町民が早く申請してくれたからだとかというよりも、職員も一丸となって町民の皆さんに早く届けるために努力したということの結果であって、それはそういう問題として、町民の皆さんは感謝している。それはちゃんとそのことは受け止めていただきたいと思います。

その上で質問なんですが、2点目のところで質問しました感染の防止対策の問題での線引きの問題です。いわゆる昼間営業している飲食店なんかが現実的には外れました。夜間営業についてはこうだとありました。ただ、やっぱり実際の問題からしますと、我が町の飲食店でも、それを目指してオートバイや車で食事を食べに来るという人たちが、実際そういうお客さんいらっしゃいますよね。だから、商売している飲食店の方々もすごく不安だった。逆に、不安だから店を閉めちゃったという人たちもいたわけなんですよね。

だけど、町が引いた線引きというのは、宿泊であったり飲食であったり、とりわけ観光関連でも町外、県外の皆さんが多数集まるという3密だということだったんですけども、しかし、一般的に見ると、町内の飲食店、昼間やっているいろんなお店だって、かなりの部分は観光客で成り立っていて、そういう点では、この線引きは、国が決めた、県が決めたという線引きはあったけれども、町の線引きはもう少し工夫をする点があったんじゃないかというふうに私は思うんですね。町長、この点はまずどうお考えですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、休業要請の件で、基本的に町は、山田議員言ったように、国が夜の3密、これを防げと、また県知事も夜の3密を防げと。もちろん町もそれに沿った中で

やりました。それがよかったとか、これからはそういうことも聞きますもので、それは反省材料として山田議員が言ったようなこともあったかもしれない。しかし、原則的には、国・県に沿った中で町はやったということだけは理解していただきたいと思います。

そういう中で、いろんな飲食店の方も自主的に休業した。これは本当に頭が下がる思いでございますけれども、今回は一応、国・県のと綱の中で町は動いたということは理解していただきたい。

そういう中で、休業要請ということで、基本的には要請すればその補償がセットになると考えておりますもので、国・県はただ要請するだけ、8時までやってくれという中で。町は取りあえず要請プラス補償という中でやったということは理解していただきたい。そういう中で、山田議員が言ったことも、そういう声も聞こえますもので、それは一つの反省材料かなとは、今自分自身は検証しているところでございます。

さらに、特定給付金に関しましても、これは職員、本当に一生懸命やりました。夜も徹してやった中で、いち早くできたということは、本当にこれは職員プラス住民のおかげと私は考えております。

さらに、持続化給付金につきましても、これは絶対検証が必要でございますから、それはもう締めた段階で、また業種に対しましては様々な方面で、また知らしめていきたい、そう考えておりますもので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、この飲食店の問題というのは、線引きは確かに国・県のとおりにはやったといえそうですけれども、でも、町の実態からすると、やっぱり町民の皆さんもそこへ町外の車が来ている、オートバイが来ていると思うとやっぱり心配になって、結局、飲食店に行かなくなるというようなことも起きていまして、営業しているほうもそうだし、そういうことが重なってくるとお客さんが減ってくるので、営業を閉めざるを得なかったと。これは国・県の画一的なルールだけではなくて、うちの町の実態として、今後よく検討していく必要がある分野だと思いますので、町長、検討のほうを表明しましたので、ぜひ今後の問題としては検討していただきたい。

次に進みますけれども、町民への経済対策の問題なんです、町長、行政報告でも言われましたけれども、国の特例定額給付金の非常に早い申請状況とか、町の事業の支援協力金の

問題についても、まだ5日の段階で、既に200件の申請が上がってくるということを考えてみても、町民の経済状況というのは本当に厳しいものがある。それがやっぱり反映していると私は見ておりまして、給付金が通知が出る前、特に4月の後半からゴールデンウィークの間というのは町民の皆さんとお話ししていても、非常に殺気立ったような、それは収入が得られない、仕事がなくなった、どうしていくのかというようなことの不安も含めてですけども、非常に殺気立ったような町民の皆さんの表情、言葉というものを耳にしてきました。

そういう点で言うと、一定給付金が出たり、いろいろ進んできたんだけど、町長が最初に言われたように、町内経済、町民生活に広く影響が及んでいるという中で、ここが非常に町民への支援というものが、必要性というものが高まってくるんだと思うんですけども、町長は先ほどの答弁で、生活支援と連携したプレミアム商品券ということも表明されました。この辺の構想というものは、具体的にはどういう構想なんでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的には財源確保という中で、今やっている2次補正で臨時交付金が2兆円来ます。その2兆円の使い方も今日の新聞である程度書いてある中で、それを財源といたしまして、基本的には今まで20%やっておりましたけれども、最低30やりたいなど。しかし、うまくいけば50できればいいのかなと、そういう考えでございます。

そういうので、まずは何%来るか、どれだけ財源がのるか、そういう中でもプレミアム商品券はやっていきたいと考えていますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 僕は、プレミアム商品券という形が今回いいのかなというふうに実は考えていまして、というのは、町内全域でいろんな職種の皆さんに影響があるという中でいくと、本当にただプレミアムで金額を増やただけでは、いろんなところにお金回っていないんじゃないかなという考えもございます。

西伊豆なんかも、当初、現金給付というふうな形のものを計画したけれども、やっぱりそのまま夕陽券というような形になったようですけども、それでも町内へ何とかお金が流れるということが前提でした。

ただ、私、いろいろ聞いていますと、例えば旅館なんかが閉めたことによって、パートやそういう臨時の仕事がなくなってくる。結果的に、それは飲食店で食べることも減れば、理

美容院に行くことも減れば、いろんな職種のところでそういう減少というのは起きているわけで、当然、新聞屋さんも、新聞を取らなくなって減りましたから、いろんな業界・業種がそういう状況だと思うんですね。そうしますと、一般的に町内だけで使われるという形がいいのかなという感覚があります。

それは、例えば沖縄あたりだと、最高村民1人当たり5万円給付したなんていうところもありますけれども、うちの町の財政でそういうことができるわけではなく、先ほど町長言われたように、臨時交付金あたりを財源に見通すしかないわけなので、そういう中では苦しい懷なんですけれども、そんな中でも、例えば飲食店で使える1,000円の券とか、理美容で使えるとか、一定の職種なりを、ある面方向づけして、というのは町民の生活を守らなきゃならないんですけれども、同時に町の旅館だけでなく商店、経営をみんな守っていくためには、ある程度そこに向けてお金を流していく、それは短期間でないにしても、長期間かけてもそこへお金を流し込むというような政策がないと、先ほど言われたように、町民のありとあらゆる業者に影響が出ているのに、なかなか、西伊豆が考えたのは、現金でやったら、みんなある大型商店に全部流れちゃうよねと。これがあったから見直しを図ったわけで、当然生活していくためにはお金が必要で、それは食料品を買うということが第一なんだけれども、今、町が考えなきゃならないのは、町にあるあらゆる産業の方々をできるだけ守っていく。

そして、それは持続化支援という形で10万円のお金も出すけれども、もう一つ大事なことは、商業者の皆さんが一番うれしいことは、この10万円のほかに常連のお客さんが戻ってくるとい、人の流れを生まなければ、やっぱり商売を続けてられないということになっていくんではないかと思うんですね。そういう点では、プレミアムという形がいいのか、町長も何らかの救済措置をしていこうというお考えがあるわけですから、私は、ぜひ生活の支援と、この町内の経済循環をつくると、この視点に立って、策はぜひ御検討いただく必要があるんじゃないかなと。

その金額は、別に1万だからいいとか、多ければいいとかというふうには思いません。それが町ができるレベルが3,000円であるのかもしれない、5,000円かもしれない、でも町として町民の生活と町内の商売している皆さんを励ますためには、こういう町内循環をつくらなければいけないということだと私は考えておりますが、いかがですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 山田議員が言ったように、職員と話しているのは、プレミアムをやったときに、全然関係ない大手スーパー、そっちへ行ってしまう、それが一番の危惧するところ

ろで、果たして本当にこのプレミアム商品券が町内経済の活性化になるかどうかと、一番そこが危惧しているところでございます。

そういう中で、今山田議員言ったように、この2兆円、今日新聞見ましたら、一応1兆円の中で農林水産物の直接やれますよとここに書いてありますもので、その使い勝手は町内全体が潤うような形、これはちょっと考えていきたいと思っています。それが何がいいかということは、基本的にはプレミアムと言っておりますけれども、プレミアムですと、前回もほとんどがそっちへ行ったということを聞いておりますもので、町内経済の活性化にならなかったと聞いておりますので、その辺は十分検討した中、町内経済の活性化、潤うような形でそれをやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長やっぱりプレミアムだと、町民のほうからお金出してもらおうと、俺のお金の使い道まで一々町が指図するのかとなっちゃうので、そういうのではなくて、町民の皆さんの生活支援ですけれども、併せて町内経済を活性させるために協力してくださいと、こういう町からお願いとして、それを使って町内循環をつくるというようなことが一番肝要かと思うので、ぜひその点ひとつお考えをいただきたいと思います。

次に進みますけれども、感染症の予防対策の問題で町長言われたように、国や県のガイドラインが出てきて、それに今対応しているよということだったんですけれども、これ本当にしっかりと対応できているかどうかというのを、ある面、町や観光協会なんかも点検するというのが必要なかなというふうに思っていてまして、例えば県内でも最後のほうに出てきた伊東なんかの感染者の例を見ますと、感染対策をかなりしっかりした、伊東ではなかったと思いますけれども、ある旅館に泊まれた。感染対策はしっかりして、テレビで取り上げられるぐらいしっかり対策をしていたけれども、当然、部屋の中では密集状況になったという状況はあるんです、そういう状況が生まれましたけれども、宿泊施設を含めてしっかりとした対応をしていたために、そのことは問題になることはありませんでした。

これは、やっぱり我が町でも、来るお客さんに対してしっかり受入れの側が対応していかないと、一歩間違えて、我々の対応に問題があれば、これは逆に、今後そういう面がマスコミや何かからも指摘をされ、たたかれてしまうと、逆に大きなマイナスにもなりかねない。しっかりと対応はしたけれども、県を越えて来た人との接触をすることによって起きるということは望ましいことではないんですけれども、起こり得たわけなので、でもしっかりとし

た対応をすれば宿泊施設等々が批判されるような状況は生じないわけなので、これはガイドラインがある、それを守る、いろいろ努力をされている話はあちこち見たり聞いたりすることが増えましたけれども、しっかりこれから町も観光宣伝を打っていくという前提としては、その状況を確認をするという、今、観光商工課だけではできないと思いますけれども、商売の前提ですから、経済を動かす前提として確認をするという作業は必要かと思いますが、いかがですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 伊東の観光施設は隣町という中で、人が泊まったところは話題になりませんでした。やっぱりそこはちゃんと感染予防をやった中で、起こったのは本人だけで致し方ない。当然、観光地として、そのぐらいのことはしなきゃいけないと考えております。基本的には、宿泊施設が不備な中でそういう感染したとか、これは最悪でございます。また町のイメージも悪くしますもので、ある程度できるだけの予防をした中で感染が出たら、これはもう自分達はやむを得ないかなと考えています。

そういう中で、今、観光協会のほうは宿泊に対するガイドラインを今、作っているようなことも聞いておりますので、当然、町も目を通した中で、不備があればまた言っていきたいと考えておりますし、当然そこができれば、ガイドラインを各宿泊施設のところに張るような形で、町はこれだけ感染予防をやっておりますということは、来た宿泊者に対しまして安心感を与えますもので、その辺は徹底していきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） ぜひ町長、確認するところまでやりませんと中途半端になるというところなので、ぜひそこを押さえていただきたいと思います。

では、次に進みますけれども、国の「Go Toキャンペーン」の関係は、まだ国のほうのああいふ仕事ぶりで、今ちょっと委託できずに止まっているという状況だというふうには思いますけれども、ただ、国は国で、ネットエージェント、リアルエージェントを使つての、いわゆる旅行業の取扱業者さんを使つて最大2万円の割引でお客さんをとということの流れをつくろうとしているということであることは間違いなくて、それがずれるかずれないかという問題はあると思う。

そこで町長、なかなかこれにリンクした取組はということも言われましたけれども、私も委員会でもいろいろ皆さんと話をしていく中で、国もそうなんですけれども、県なんかのレベルもやっぱり3,000円だ、5,000円のクーポン、お金の割引、割引というのがすごく増えていて、それはそれとしてありがたい部分もあるんですけれども、私、今日、質問の前提にはJTB総合研究所の「コロナウイルス感染症拡大による暮らしや心の変化 旅行再開に向けた意識調査」というものを前提にお話しさせていただくんですけれども、この中で、JTBが調査した中でいうと注目すべき幾つかの項目があるんですけれども、旅行はすぐに行きたい、でも国内旅行は夏休みから9月の連休時期かなというような意向があります。

旅行について言えば、まず親戚や帰省したいとか、知り合いに会いたいと、こういう要望が非常に強いということがあります。ですから、当然、今県がやろうとしているような県内のお客さんを泊めるというようなことも、近場で、なおかつ安全であるということを含めても必要な部分だということと、あと、私、一番注目するのは、この調査の中で、「新型コロナ感染拡大の前後で考え方が変化したと覚えることは何ですか」という中で、1番目がテレワークとか、ネットとか、こういうことが来るのかなというふうに思ったら、対面や直接のコミュニケーションが大切だと感じたんだという人が約30%ぐらいいられるんですね。

そこで私が考えることは、先ほど委員会でも皆さんともお話ししたんですけれども、観光誘客というのもネットだとか何かで割引をやる部分ではなくて、3年ぐらい前もあったではないですか、旅館の常連さんや町民の皆さんの知り合いとか、御親戚の皆さんなんか、本当に東伊豆へ来てくださいというようなお願いをしていくという、そういうところに汗をかいていく。

みんなが「Go Toキャンペーン」を始めてネットでやっていくから、ネットがいいなんていうんではなくて、ネットで逆にやらない。町民の、また観光施設の気持ちをしっかりと伝えるためには、今あなたに来てほしいんですという、その思いが通じる形でなければいけないし、今まで東伊豆町に一度も来てくれない人を呼び込むのも大切なんですけれども、それは物すごい労力もかかるでしょう。それよりも、今まで東伊豆町に来ていただいたお客さんに、またキャンセルになって、行こうと思ったけれども来れなかったお客さんに、ぜひ来てくださいと、今もう安全です、今来たらキンメもおいしいですよ、ちょっとあれですけどニューサマーあたりもいいですよというような提供をしていくこと、そういうやり方自身が、今非常に不確定要素がある中だけれども、確実にお客さんに東伊豆町に来ていただく手だてではないのかなと考えている。

例えば、あるAという旅館に泊まるときに、直接電話いただいたけれども、国が「Go Toキャンペーン」やっているんだったら、ちゃんとエージェントと話してエージェント経由にすれば料金は安くなるわけだし、でも不確定多数に、とにかく値段安くするから来てと訴えるよりも確実に、東伊豆町へ行けばいい温泉があるな、またおいしい海の幸が食べられるなと思っていただけるような人に確実に来ていただく、そのための誘客宣伝、これは必要なのではないかという思いをしております、そういう話をうちの委員会の皆さんともしておるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、Go Toキャンペーン、一応7月と言っておりますけれども、事務費の問題で、これいつになるか分かりません。多分遅れるのではないかと考えております。取りあえず壇上では、いろいろ使った中でキャンペーンをやっていききたいと。たしか3.11のときだと思いますが、おなじみのお客さんに手紙を出した中で、うちの町に来てほしいということをやった中で、それは一つの町のイメージもいいと考えております。これは今までそういう声がありませんもので、これはちょっと提案した中で、どうなるか分かりませんが、一応こういことを言われたもので、また、ひとつ検討してくれないかということとは言っていききたいと思います。

この町も観光立町でございますから、来た方に本当に来てよかった、コロナに対して癒された、そういう中での観光立町を目指していききたいと思います。おもてなし、それも一つの手段としては、山田議員、委員会から提案されましたお客さんへのお手紙、おもてなし、これも確かに3.11でやりましたもので、そういうことを提案されましたと観光協会に投げかけた中で、できるだけことをやっていただきたいと思います。ちょっと確定できませんもので、提案されたということで御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、あと、このJTBの総合研究所の報告の中では、やっぱり最後までアナログの価値というものが大事だということでございまして、その中で、アナログだとかデジタルだとかということをはけるのではなくて、これを融合して活用していくということの大切さというものを報告しております。

先ほどの観光の問題でも、僕は思うんですけれども、そういうお客さんに町民の生活支援

には出てこないんだけれども、ここでは、ぜひ1次産業である農業や水産漁業の特産品というものが活用されたりしていくということもあるでしょうし、あともう一つは、我が町では、例えばISKなんていうのあるんだけれども、いろんな中で体験メニューなんかもあるんですけれども、まだまだ活用されていないですよ。だから、まだうちの町というのは、来て、温泉に入って海の幸を食べるということについては定着しているんだけれども、でも、そのほかにも様々な魅力があるんだけれども、まだまだここは活用されていません。

こういうものも、この際思い切って、来ていたお客さんに提供して知ってもらうというような活用の仕方もあるんじゃないかと思うし、そういうものが非常に大事だし、先ほども委員会の中でも、今、町の観光協会のホームページなんかにも宿泊施設とか、露店風呂とか、こういうものがあるんですけれども、体験メニューなんかは動画で載っていたりとか、地元の人も楽しんでいる体験メニューとか、もっともっとお客さんにアピールするべきものがあるんだけれども、アピールできていないものというのがまだまだありますので、そういう点を総合的に加味して、観光客が来ないことで町内全般に影響はいくんだけれども、今度は逆に、観光客が来るときは、農業も漁業も、いろんな観光関連施設も、お客さんが来るという恩恵が行き届くような形での観光誘客宣伝対策というものを立てていくということが一番大事なんだろうというふうに思いますので、ぜひこの辺をお考えいただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 山田議員から提案されました、これは非常に大事なことでございますもので、観光で来てこの町を楽しむ、そういう中で、うちの町の特徴である農林水産、さらにISKなどの体験メニューがございます。これはよそに対して勧められるものでございますので、それはどんどん活用していきたいと考えております。

今度第2次の補正の中で農林水産部の直接支援などもありますもので、これらを使った、直接どういう方法がいいか分かりませんが、農林水産物に対します支援ということも書いてありますので、それは十分検討した中でもやっていきたいと思いますので、いろいろなことがありましたら、また教えてもらえると大変ありがたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 最後のところなんですけれども、イベントは夏までの部分はかなり中止ということでございますけれども、秋以降はある程度、例えばすすきのイベントだった

り、考えられるものについては当然、3密の配慮は取らなきゃいけないけれども、やっぱりやっていくのかなと。そうすると、万が一また第2次の感染症の拡大ということの心配は絶えずあるんだけど、そこも何か企画の少しグレードアップなり、一工夫していく部分というのは、まだまだ余地として残されているのではないのかなと。新しいものを持ち込むということは非常に感染症の2次拡大なんていうことの心配をしながらはできないんだけど、今までやってきたこの企画自身も、1つずつ時間もあるので見直してみて、少し充実をさせてみるというような観点で、いろんなイベント等も見直していくこともあるし、全てなくしていくということだけでは、なかなか町の魅力の情報発信もできていけないということだと思うので、この点はぜひお考えいただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 秋以降のイベントに関しては、基本的には町は3密を避けてやってほしいということは協会に言っております。先般、定時総会、社員総会の後、観光協会が来ました。そういう中で細野高原と書いてありますので、細野高原も活用していくような方向で、観光協会考えているようでございます。今までのような方向ではなくて、3密を避ける、また違った意味での細野高原活用になるのではないかと思いますけれども、細野高原は一応今の状況でいくような方向で聞いておりますので、それはありがたいなとは町は思っております。

その他いろいろ、またイベントがあります。ちょうどいい機会でございますので、そのイベントの見直しとか、いろんな面をこのときにやっていただければ町としても大変ありがたいと思います。

基本的には、秋以降のイベントはできるだけやってほしいという方向で、現状のままでいけばやってほしいというような方向で町は言っていきたいと思いますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 次に、第2問、新型コロナウイルス感染症対策による町の財政運営についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、財政は非常に厳しいというふうに思っていて、町税なんかの猶予をかけた場合は、当然、減収補填だとかいろんな形で起債が起こせるということの

ようですけれども、逆に言うと、入湯税みたいな形のものについては、減収補填の対象には当然なってこないんで、それを見込んでの部分というのは、逆に一般財源でそれを補填しなきゃならないということで考えると、単純に厳しいだけではなくて、本当に大変な穴が空くわけですから、そういう状況でないのかなと。

だから、町長が先ほど言われたような点で言うと、いろんな執行停止や何かで8,000万ぐらいお金が生まれたと言っても、いわゆるエコセンターや何かに充てる、消防組合に充てるやつなんかが、入湯税が入ってこなければ、当然減収部分も一般財源を充てなきゃならないなんていうことになるわけですから、そうすると、それはもう本当に尋常でない厳しいものがあるのかなというふうに思っているんですけども、組替え等は今後の問題だということなので、それはそのように承っておきますが、なかなか事業執行できなくなるものもいっぱいあると思っていますけれども、また今後、執行停止をかけたものなんかはどういう事業なのか、また一回、機会があれば説明等していただけるとありがたいと思っております。

それで、財政調整基金と、あと今後の財政運営の問題に絞ってお伺いしたいと思うんですけども、先ほど言われたような状況ですと、財政調整基金、今2億9,000万ということで、当然これは9月になれば決算での剰余金も出てくるといえることがあるにしても、それにしても1億か2億あったとしても非常に低いわけで、ざっくり言うと、この金額というと平成30年度の西伊豆町の決算で見ると、西伊豆町の財政調整基金というのは30億ぐらいあって、ふるさと納税基金も26億円ぐらいあるんですね。

だから人口が小さい西伊豆町の10分の1ぐらいの状況にあるということですから、町長は3月の私の質問、この間の補正予算の審議のときに、本当に非常事態だというふうに言われたんですけども、財政のほうはもう非常事態でなくて、もう異常事態で、ずっとこの状況が続いていくのかなという不安が、これは本当にこの先どういうふうに町が成り立っていくのかということが不安になるような状況ではないかなということだと思っておりますけれども、町長は今後の財政運営について、例えば当初予定しておりました今年度の行政改革というような問題については、どのようにお考えになるのか。

また、新たな財源という問題で考えると、西伊豆町との問題では、ふるさと納税なんかでも大きく差を空けられてしまいました。取組の問題もどこにあるんではないのかなというふうに議員の中にもそういう思いもあるんですけども、これらについてはどうお考えですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 財調につきましては、私が就任のときは1億何千万でしたよ。そうい

う中で、7億までいきました。10億までいきたかったのに、どうしてもいかないです。それで今は2億9,000万ですか、最初のときは1億何千万で、本当に町政をどのようにやるかというのは苦労した中で、現在やっている状況でございます。

2億9,000万、そういう中で1次の臨時交付金、財調に繰り戻すつもりでいます。そういう中である程度の繰戻しができればなと考えております。基本的には、そういう支援とかをするには臨時交付金が使えるなんて書いてありますもので、それを繰り越した中で財調はなるべくためていきたいと考えています。

執行停止をかけて、本当にうちの町の財政、大変迅速に対応してくれましたけれども、3月の段階ですぐに持ってきました。町長、もう大変だから、ある程度今年度のやつは執行停止とかとかいろいろの中でやったほうがいいよといった中で、今、執行停止8,000万が確定。この辺ある程度、内容ができておりますのは、見せても確認しても。そういう中で5年後のうちの町のことをやっていったら大変厳しいです。年々やって1億何千万詰めて、本当に5年先に予算が組めるかどうか、大変苦労しているところでございます。そういう中で、基本的には財調を積み立てていく、それには歳入が絶対必要になってきますもので、町としては、できるだけ歳入を得るような方向でやっていきたい。

それから、前回、今年度職員一提案とやってみせた中で、以前これやったんですけれども、税の用紙に企業広告を出したらということも提案されております。これは以前やったけれども、なかなかうちの町にはできません。これは、当時、横浜市が大変これによって大きな金をやりましたもので、それでまた職員をそういうことで一応考えているという。そういう中でふるさと納税、これはよく議論するところでございまして、私がやったとき、本当にこのふるさと納税というのは、本当にこの東伊豆町を愛してくれる人が寄付するのが、それが当然、金を稼ぐということはいかななものか、それはよく西伊豆の町長と議論したものでございます。そういうことで今こういうふうな状況が出ているのが現状でございますので、そういう中で、あるときからちょっと方向転換した中で、ふるさと納税で町を売ったほうがいいということを提案を受けた中で、それから力を入れた状況でございます。

そうなるとふるさと納税、今いかななものかと。先ほど言ったように、観光協会もふるさと納税に対しまして今年はそういう委員会をつくった中で、このふるさと納税を多くこの町がもらえるようなこと、これを寄付していくようなことも聞いております。基本的には、ふるさと納税、西伊豆なんかもそうですが、出す人がすごい努力しております。あるものを出すんでなくて、その商品をいかにまた進化させてという、そういうのを財政は考え

ておりますもので、今後やはりふるさと納税が増えるような方向で町としてもやっていきたいと思っておりますので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長就任前のときと財政調整基金を比べても、ある面意味がなく、そのときもそうです。ただ、私は前から指摘しているのは、本当に問題は実収支のところで、収入の不足が大きくなってきている。町長就任の頃はまだ何千万ぐらいで、実質収支のへこみが、今これが1億、2億と拡大してきているわけですよ。だから、当然収入が上がらない以上に支出しているわけだから、基金がたまらないわけですよ。ということは、もう必然的に収入に見合わせた歳出の構造に町が変わらないと、もうこの先、町長言われたように、5年先どころか、来年なんかの場合はもっと、収入が今年減ってくれば、当然町税も落ち込むわけだし、そういうことを考えると、本当に来年度の予算編成というのは大変だろうと今から思うぐらい事態は深刻で、だから本当に、もう異常事態がずっと続いてきているということで行くと、やっぱり行財政の改革というものが本当に避けられない状況ではないのかなと。

これしっかりやらないと、もうこの先、町長言われたように、5年先はもう予算組めないでしょうという状況は現実のものとなるということの認識で、これは町長も町民の皆さんにも町の状況は、決して要らないものをつくったり、無駄遣いをしてきてこうなっているということだとは言いませんが、しかし、それは町民のためとはいえ、お金を使ってきた中で、収入と支出の差がどんどん広がってきた中では、どこかでもう見直さざるを得ない、その限界まで今来たんだという認識をしっかり町長も町民の皆さんも、みんなが共有していかないと町は成り立っていかないというのが今の状況だと思います。

この行財政の見直しというものについて、町長のお考えを再度伺いたいことと、ふるさと納税については、当初からいろいろありましたけれども、しかし、町が新たに何かしてできる財源というものはそう残されていなくて、こういうところで、さっき町長言われたように、あるものをただ出すのではなくて、本当にパワーアップして、検討して、町のいいものを世の中に出していくという作業に本格的に取り組まないと、本当に厳しいということの状況を実感しておりますが、最後によろしくお願いします。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 行財政はやらないと、これは幾ら町が町民に理解してほしいといっても、なかなかこれは理解できない。これは議会と一緒にした中で、議会のほうも、町が大変厳しいことを言ってほしいですよ。全てを要望するのではなくて、やはり要望は最低限にして、町はこれだけ厳しいんだから、町民の方も我慢しないとこの町は大変だよということを、我々だけでなく、議会の方もそういうことをお願いしたいということは感じております。町が幾ら言っても、町民はなかなか理解してくれません。

先般も大塚先生を呼んだ中で町の財政状況を言ったところで、なかなか理解してもらえないのが現状でございます。それを理解していくというのは町民も大変苦しいと思いますので、これを理解した中で、この東伊豆町が生き延びていくために、ある程度行政改革はやらなきゃならないと考えています。

基本的には、私、熱川支所は今年度やるときにコロナの関係がありますもので、これは1年遅らせざるを得ないかなと考えております。そういう中で、町民も我慢するところは我慢してもらった中でやっていかないことには、この町はありませんので、全てが全て今までどおり全てを満足させることはできませんもので、その辺は御理解願いたいと思います。

そういうことで、今まで以上に町民には、また町の財政をお知らせしていきたいと思いますので、町だけが言っても駄目でございますから、その辺はある程度、議会の方も町民に聞かれたときは、町の現状、財政状況はこんなもので、要求するだけではなくて我慢するところは我慢した中で東伊豆町を盛り上げていきたいと思いますということを言っていただければ、大変ありがたいと思いますので、その辺はまた御理解願いたいと思います。

ふるさと納税に関しましては、これは本当にこれからもパワーアップしていきます。また観光協会が委員会を立ち上げた中で、どのような方向性を出すか、それはひとつ見守っていきたいと考えております。やっぱりふるさと納税は交付税に一切関係ありませんもので、これは貯蓄すればするほど、町に対して大変有利になりますもので、今まで以上にこれは町としては力を入れていきたい。そういう考えでございますもので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 以上で、14番、山田議員の一般質問を終結します。

この際、15時まで休憩とします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

◎日程第6 議案第35号 東伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（村木 脩君） 日程第6 議案第35号 東伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第35号 東伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に感染または感染を疑われる被保険者に係る傷病手当金を支給するため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） ただいま提案されました議案第35号 東伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正内容につきましては、資料により説明させていただきます。

最後のページ、議案第35号説明資料を御覧ください。

まず、改正の背景です。国民健康保険及び後期高齢者医療における傷病手当金の支給について、公的医療保険制度においては、被用者である被保険者が疾病や負傷により労務に服することができなくなった場合に、保険者から療養中の生活保障としての金銭給付である傷病手当の支給が認められています。この傷病手当金については、被用者保険、いわゆる社会保険では法定給付とされていますが、国民健康保険及び後期高齢者医療においては任意給付とされていることから、現状において支給を行っている保険者、市町村国保や後期高齢者医療

はない状態にあります。

このような中、今般、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、新型コロナウイルスに感染するなどした国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者に対する傷病手当金の支給を行うことについて、国より各保険者に対し支給に向けた条例整備について要請がなされました。これを受け関係条例の整備を図るものです。

それでは、主な改正内容を説明させていただきます。

対象者は、被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者または発熱等の症状があり感染が疑われる者になります。

支給要件として、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間になります。

支給額は、直近の継続した3か月の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2掛ける日数となります。

支給額について、特別調整交付金より財政支援がございます。

附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の東伊豆町国民健康保険条例附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日、これは令和2年9月30日を予定しております。ただし、状況によりこの期間の延長はございます、までの間に属する場合に適用する。

資料といたしまして、新旧対照表を添付いたしましたので、御参考にしていただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） すみません、説明資料で支給額について直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を収納日数で除した金額とあるんですね。例えば国保の場合で考えると、自営業者とか農漁業者が多いではないですか。そうした場合、それは必ずしも毎月給与みたいな形で収入があるとは限らないわけですよね。こういう自営業者や農漁業者に対する対応というのは、この項目でやりますか。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） 今回の傷病手当の支給につきまして、対象者はあくまで

給与所得者というふうになっております。国の示されたものによりますと、国保の被保険者というのは、今おっしゃられましたように様々な就業形態の方がいるものですから、この傷病手当というのは任意給付というふうにされておりましたが、今般、この新型コロナウイルス感染症ということに対しまして感染拡大をできるだけ防止するために、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整えるというような意味合いにおいて、国が緊急的・特例的な措置として、傷病手当といってもコロナ感染症にかかった給与所得者に対して国のほうが財政支援をするということで、この条例を整備したものとなりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） そうすると、うちの町だと対象者は非常に少ないという考え、どのぐらいに予測を見積もっていますか。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） 当町におきまして、昨年度の国保の該当者の中で給与所得をもらっている方については409名ほどとなっております。

以上です。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第35号 東伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第36号 東伊豆町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す

る条例について

○議長（村木 脩君） 日程第7 議案第36号 東伊豆町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第36号 東伊豆町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について条項が追加されました。これに伴い、町において行う事務について条例の整備を図るため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては健康づくり課参事より説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） ただいま提案されました議案第36号 東伊豆町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

3枚目を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について、静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が令和2年4月21日に改正されたことに伴い、町の条例第12条の条文で規定されている町において行う事務について、傷病手当金支給に係る受付事務を追加し、併せて字句の修正を行うものです。

まず、字句の修正として、第7号及び第8号の減額又は免除を広域連合の条文に合わせ減免に修正し、現行の第10号を第11号とし、第10号に広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加する内容となります。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第36号 東伊豆町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第37号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（村木 脩君） 日程第8 議案第37号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第37号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条文の整備及び国民健康保険税の見直しを図るため、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） ただいま提案されました議案第37号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正内容につきましては、資料により説明させていただきます。

最後のページ、議案第37号説明資料を御覧ください。

地方税法等の一部を改正する法律が令和２年３月31日に公布され、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び軽減判定所得が見直されたことに伴い、町条例の改正を行うものです。

それでは、改正内容を説明させていただきます。

１点目、課税限度額についてですが、国の改正状況を表にお示しいたしました。令和２年度の改正で基礎課税分が61万円から63万円に、介護納付金分は16万円から17万円に引き上げられました。この改正について、当町では令和３年度からの適用を考えております。

２点目ですが、軽減判定所得の見直しです。軽減の対象となる所得の基準が５割軽減については28万円から28万5,000円に、２割軽減の場合は51万円から52万円に引き上げられました。

附則ですが、施行期日、１項、この条例は、公布の日から施行し、令和２年４月１日から適用します。ただし、第２条第２項、第４項及び第20条第１項の改正規定、こちらは、先ほど説明いたしました１点目の課税限度額の引上げの部分になりますが、こちらについては令和３年４月１日からの施行となります。

適用区分２項、改正後の東伊豆町国民健康保険税条例の規定は、令和２年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

なお、資料といたしまして新旧対照表を添付いたしましたので、御参考にさせていただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第37号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第38号 東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（村木 脩君） 日程第9 議案第38号 東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第38号 東伊豆町介護保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

介護保険法等の改正に伴い、低所得者の保険料軽減強化を図るため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） ただいま提案されました議案第38号 東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正内容につきましては、資料により説明させていただきます。

最後のページ、議案第38号説明資料を御覧ください。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、介護保険法が改正され、消費税を活用して低所得者の第1号保険料軽減強化を行う仕組みが設けられました。平成27年4月から一部実施を行い、令和元年10月の消費税率10%の引上げに合わせてさらなる軽減強化を行ってきましたが、令和2年4月からの消費税率10%引上げの満年度化に伴い、保険料軽減の完全実施を行うことになり、具体的な軽減に関する基準については、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布されました。

この改正を受け、町の介護保険条例を改正するものです。

具体的には、介護保険料は所得に応じ9段階に分かれていて、基準額は5万8,080円です

が、低所得者である第1段階から第3段階までの方の軽減強化になります。所得段階が第1段階の方で、昨年の保険料率、基準額の0.375だったものが基準額の0.3に、保険料額で2万1,700円から1万7,400円に。第2段階の方で昨年の保険料率、基準額の0.625だったものが基準額の0.5に、保険料額で3万6,300円から2万9,000円に。第3段階の方で昨年の保険料率、基準額の0.725だったものが基準額の0.7に、保険料額で4万2,100円から4万600円にそれぞれ軽減強化される内容となります。

附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の東伊豆町介護保険条例の規定は令和2年4月1日から適用する。

2項、改正後の東伊豆町介護保険条例第2条の規定は、令和2年度以降の年度分の保険料から適用し、平成31年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によります。

資料といたしまして新旧対照表を添付いたしましたので、参考にしていただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第38号 東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第39号 東伊豆町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長（村木 脩君） 日程第10 議案第39号 東伊豆町社会福祉法人の助成に関する条例の

一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第39号 東伊豆町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、国の関係法令及び町の規則の改正に伴い、条文の整備を図るため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては住民福祉課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 住民福祉課参事。

○住民福祉課参事(木田尚宏君) ただいま提案されました議案第39号 東伊豆町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

国の関係法令名及び東伊豆町負担金及び交付金に関する規則の改正に伴い、条文の整備を図るため、条例改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表により説明させていただきますので、恐れ入りますが、新旧対照表を御覧ください。

第1条中、「社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第56条第1項」を「社会福祉法(昭和26年法律第45号)第58条第1項」に改めます。

第3条中、「東伊豆町負担金補助及び交付金に関する規則(昭和35年規則第22号)で定めるところによる。」を「町長が別に定める。」に改めます。

改正文を御覧ください。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番(山田直志君) この改正で、町長が別に定めるという部分もあるんですけども、具体的にどういうふうにな変わっていくというお考えですか。

○議長(村木 脩君) 住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（木田尚宏君） 今後、町から東伊豆町の補助金と交付金規則のほかに、今後、町から補助額の大きい社会福祉協議会の補助金交付要綱を、他市町を参考に制定していく予定でございます。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 社協の問題で言うと、例えば今までの補助金、交付金要綱なんかの関係で、2分の1とかいろんな縛りがあったりした部分もあるんだけど、ただ逆に、私が知っている限りで言えば、町からの委託事業でも、実際の社協の事業実施している費用との乖離があったり、いろいろあったと思うんですけども、そういう問題というのは今後、多少解消されるという形になるんでしょうか。

○議長（村木 脩君） 副町長。

○副町長（鈴木利昌君） 今山田議員がおっしゃるとおり、そのような形になっていくと考えております。2分の1とか、そういうものだとか補助金が交付できないものですから、そういう内容でない部分が社協の場合ございますので、その辺を勘案して、社協専用の要綱なり規則をつくるということで御理解いただければと思います。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第39号 東伊豆町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第40号 令和2年度（令和元年台風15号災害）白田わさび田
前沢水路災害復旧工事請負契約について

○議長（村木 脩君） 日程第11 議案第40号 令和2年度（令和元年台風15号災害）白田わさび田前沢水路災害復旧工事請負契約についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第40号 令和2年度（令和元年台風15号災害）白田わさび田前沢水路災害復旧工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

去る5月27日に執行された制限付一般競争入札の結果、随意契約により、契約金額5,830万円で河津建設株式会社と請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては農林水産課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 農林水産課長。

○農林水産課長（桑原建美君） ただいま提案されました議案第40号 令和2年度（令和元年台風15号災害）白田わさび田前沢水路災害復旧工事請負契約について御説明させていただきます。

本契約は、昨年の台風15号により被災した農業保全施設の復旧をするものでございます。

1、契約の目的、令和2年度（令和元年台風15号災害）白田わさび田前沢水路災害復旧工事。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、5,830万円。

4、契約の相手方、下田市中411番地の1、河津建設株式会社、代表取締役、河津市元。

工事概要としましては、ブロック積工及び水路工により農業保全施設の復旧を図るものでございます。

お手元に参考資料として工事請負仮契約書の写し、位置図及び平面図を添付してございますので、御覧ください。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(発言する人なし)

○議長(村木 脩君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(発言する人なし)

○議長(村木 脩君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第40号 令和2年度(令和元年台風15号災害)白田わさび田前沢水路災害復旧工事請負契約についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第41号 令和2年度同報無線子局更新工事請負契約について

○議長(村木 脩君) 日程第12 議案第41号 令和2年度同報無線子局更新工事請負契約についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第41号 令和2年度同報無線子局更新工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

去る5月29日に執行された随意契約の結果、契約金額1億1,550万円でフィールセーフ株式会社静岡支店と工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び東伊豆町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本事業につきましては、昨年度に引き続き、現行のアナログ防災行政無線を継続使用するに当たり、老朽化した屋外スピーカー設備を更新するものであります。

詳細につきましては防災課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長(村木 脩君) 防災課長。

○防災課長兼防災監(竹内 茂君) それでは、ただいま提案されました議案第41号 令和2

年度同報無線子局更新工事請負契約について、内容を説明させていただきます。

本整備工事につきましては、防災情報システム整備特別委員会の意見を参考に、現在運用しているアナログ防災行政無線同報系を継続使用するに当たり、設置から二十数年を経過し安全性が保てない柱及び老朽化により音質の落ちたスピーカーを同型スピーカー及び高性能スピーカーに更新する内容で、昨年度より実施しているものでございます。

整備する内容につきましては、お手元の議案書の2枚目にございます工事概要を御覧ください。

以上、簡単ではございますが、内容の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 一部議案の差し替えがあったりして、表書きもあれがあるんですけども、どうも何か最近、この部分については、どうもスピーカーの評判が悪いせいだか、絶えず議会の名前が登場するということになっておりまして、この間の行政メールでも、町では町議会特別委員会における今後の防災システム整備に協議を踏まえとか、何か議会が一緒になった、共犯になっているみたいなイメージを持ってくるんだけど、これはやっぱり片瀬であれ、奈良本であれ、スピーカーを交換したところであまり聞こえないと、こういう町民の皆さんの声があるということが、こういう皆さんの説明につながっているのかなというふうに思うんですけども、また、行政報告では新たに防災ラジオや何かの戸別受令機まで、今までやらないというふうに言っていたものまで入ってきたような気がするんですけども、一体この辺のそもそも新しいものに変えていろいろ苦情というか、そういうものが町のほうにはたくさん区長や町民からも出ていると思うんですけども、その実態はどうなんでしょうか。

○議長（村木 脩君） 防災課長。

○防災課長兼防災監（竹内 茂君） 今回整備した中で、実際苦情が来ているのは片瀬区と奈良本区の一部であります。それにつきましては、今まで家の中で十分聞こえた、特に片瀬地区については有線でその近くにやっていたということがあります。当然、有線ですと、これは東海総合通信局から言わせれば、有線は何でやるの、災害時の放送を有線で引っ張るなんて、要は趣旨に合っていないというお叱りを受けたんですが、本来、災害時に無線でやるべきだということは言われております。

今回、そういうことも踏まえまして、維持管理の面も含めまして、これの整備特別委員会の皆さんと一緒に協議をした中で、多くの苦情がある住民からは、町が勝手に決めたのかというお叱りをいただいたものですから、いや、そうではなくて、議会とともに協議をした中で、今後の対策は町として財政的にも必要だろうということをお願いしましたということで、町が勝手に、一方的にやったことではないという説明はさせていただきました。

ただ、この同報無線の今聞こえていないところについては、再三お話をさせていただきますが、家の中でというのがほとんどの意見でありますので、そこまでについては特別委員会の中でも、家の中まで期待されるとなると、実際、今の70局でも足りないというところがあります。そうすると、幾ら整備費がかかるんだと。今回約40局になりますが、町の単独費で大体2億6,000万かかる予定になっています。

これが70局以上になりますと5億、6億という話になりますと、それだけ町の財政を圧迫する、それで維持管理費もそれに応じて負担がずっとかかるということになりますと、そこが果たしてどうなるかということで、特別委員会にも諮らせていただいて、やはり長い目で見たときに自助というものを推進した中で、先ほど山田議員から出ました、これは昨年度から補助制度は設けてありますので、受令機、それから防災ラジオ、それは個人で買っただいたものに対して町が補助するという要綱につきましては、昨年度から実施しております。これは新たにできたものでありませんので、またその辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 今までの町のいろんな説明で、こういう形で絶えず議会が登場するというのも全く珍しいというのは、逆に言うと、やっぱり議会も理解していますよということの説明しないと、町民に納得していただけないというのを、この施設整備がどこか不備、欠陥があるというふうに思わざるを得ないし、我々はもうしょうがないね、財政も厳しい中でこういう選択肢しかないのかもしれないねということについては、我々もそう理解はできますけれども、しかし、我々は専門家でもないわけで、議員が。だから、議会と協議して、議会が協議してと言われましても、全くでは聞こえないことまで議会が認めたのかということとはやっぱり違うわけで、我々とする、それよりも、この整備計画に対する意見というところで、しっかり自主防であれ、地域の皆さんに説明をしたり、対応しなさいよという意見もつけてあるわけで、むしろそっちのほうがちやんとやられていないことのほうが、私たちからすると、極めて何か共犯者にされているけれども、言ったことについてはあんまりや

ってもらえていないと。

今出たように、片瀬や奈良本のところでそういう問題があるとするならば、今の状況だと3密問題もあるんだけど、しっかり町としての考え方を説明しないと、少なくとも広報に載せたり、各区の総会にちょこっと来て、それも町の職員ではなくてI K Cやなんかの職員がちょこっと来て、ちょこっと説明しただけでは、全然町の考えていることとか、今の状況、財政問題も含めて全然これでは町民のところには理解されていかないですよ。

だから、何だ、俺たちを切り捨てているのかというような不満ばかりできてくるんではないかと思うんですけども、これはやっぱりちょっと問題だと思いますけれども。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） その広報の仕方もあると。議会ということもあんまり意識しませんというか、これから、その広報は議会というものはなるべく出さない方向でやっていきたいと考えます。

そういう中で、この外部の広報に関しましても、基本的には、言ったように、もう外の方が聞こえるのが条件でございまして、区長会でも言われますよ、室内から聞こえないという中で、防災課長は、これはあくまで外部で聞こえるための設備で、家の中においては、さっき言ったようにコスモキャスト、またいろいろなテレビプッシュ、いろんな面で情報を得てほしいということは言っております。

そういう中で、確かにテレビプッシュに関しましては聞いております。前回もちょっと来て、ちょっとやってすぐ帰ったと。I K Cに遺憾でございまして。それはちゃんとやるようなことは言っておきました。

そういう中で基本的には、この広報のやつは外部で聞くための無線、そう理解しております。また、一般の町民も、そういう中で、金をかけるのも切りがありません、最低限外で聞こえるような防災というのをやっておる中で、家の中においては、また違う意味でコスモキャストやテレビプッシュ、また防災ラジオ、いろんな面の中で情報を得てほしいという中で施策遂行しておりますもので、その辺は町民に対しまして、詳しくまた今後広報していきたいと考えておりますので、その辺は御理解願いたいと思います。

議会もなるべく使わないような方向で、私も今度チェックして、今言われて初めてちょっとそういうことを聞きましたもので、その辺はまた広報の仕方につきましては、またチェックしながらやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） この段階で整備事態が悪いとは言いませんけれども、しかし、整備に伴って、町長が言われたように、外では聞こえるけれども家の中で聞こえないよというときは、そうなんですと僕らも言えるんです。ただ、実際の中で、片瀬や奈良本の人たちに聞くと、いや、外でも聞こえないと。だから、雨の音か何かがうるさいんではないですかという話をしても、いや、家から出たって聞こえなかったよと。

だから、その辺はもう少し役場のほうの対応も、そういうところについて本当にちゃんと外で聞こえたのかというフォローはしてあげないと、納得いかない人たちというのはきつと取り残されるんです。聞こえた、聞こえないではなくて、一緒に行って、聞こえていますと、だけど、もう住宅環境が変わって、家の中は申し訳ないけれどもそこまではできないんですよというのは分かるんだけど、実際聞いた中では、片瀬でも奈良本でも、外に出たって聞こえなかったよというから、我々のほうも答弁に困るような状況というのがありますね。

だから、撤去して新しいものをやって、実際、その辺聞こえるのか、聞こえる状況というものをちゃんと丁寧に対応してやっていただきたい。説明は当然だけれども、その後のそういうカバーというのもしっかりやっていかないと、町民の皆さんは町から捨てられたという感覚を持たれて、不安を持っておりますので、その点をしっかり対応していただくことが大切だと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 今、外に聞こえないという皆さんの声は聞いております。また、原課のほうにも情報はあったかどうか、その辺確認した中で、きめ細かにそれは対応していきたいと思います。もしまた外に出て聞こえなかったら、これはまた問題でございますので、その辺はまた原課のほうにはちゃんと調査するようなことは言っていきたいと考えております。

現状、まだ町民からどのような苦情が来ているかに関しましては原課のほうに。

○議長（村木 脩君） 防災課長。

○防災課長兼防災監（竹内 茂君） すみません。今外で聞こえないということにつきまして、奈良本区のほうからは特には聞いていません。多分、うちのほうに来ているのは、今までうるさいということで、どうしても放送を1回にしていました。ああ、鳴ったというときに窓を開けたら放送が終わっていたという話は来ております。それに対しましては、今2回放送をするようにしておりますので、今山田議員が言われた全く聞こえなかったという話は、うちのほうにまだ入ってきておりませんので、またそれについては、もし議員の皆様の方

に情報が入りましたら教えていただいて、うちのほうも現地に行って確認はさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員。

○12番（鈴木 勉君） すみません。これスピーカーのことだね、予算はスピーカーの取替えについての質疑だと……。

○議長（村木 脩君） 柱だそうです。

○12番（鈴木 勉君） ほかのこと、これに関連したことを聞いてもいいんですか。

○議長（村木 脩君） いえ、この請負契約について聞いてもらいたいです。

○12番（鈴木 勉君） 今お話しになっているみたいに、スピーカーの音は聞こえるんだけど、お話ししている内容が聞き取れないということについては改良する点があるんですか。

お話ししているお姉さんが、私たちの耳には何言っているか分からないような状況なんですよ。音は聞こえるんですよ。

○議長（村木 脩君） 防災課長。

○防災課長兼防災監（竹内 茂君） その聞きづらいというのは、確かに放送する職員のしゃべり方というのもありますし、今現在、重複しているところが、稲取地区は特に多いです。ですから、いろんなところでダブって聞こえるものですから、はっきり聞き取れないという意見は確かにうちのほうに何件か来ております。

ですから今回、それも含めて数を減らすことによって重なりを少なくするということも検討に入っておりますので、今後また、その整備が終わった時点で、どのように聞こえているか、また職員の話し方等も見直していきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員。

○12番（鈴木 勉君） 前回も一般質問をさせてもらったんですよ。町民の方から、あの例の災害のときに広報がなかなか聞き取れなかったとかというお話があって、私そのことで一般質問させてもらったという思い出があるんですけども、今新しいスピーカーが入って、皆さんにはちゃんと同報無線が聞こえるようになりましたと、言っている内容がはっきりと分かるようになりましたというところが私は大事ではないかなと思って、今質問したんですけども、その点も今お話の中で、生の人間が放送しているのか、合成の人が放送しているのか、ちょっとそこら辺が、民間の私たち、町民の方たちには理解できないところがあるん

ではないのかなと私思うんですけども、その点どうですかね。

○議長（村木 脩君） 防災課長。

○防災課長兼防災監（竹内 茂君） 以前、御質問いただいたときには、災害のときに聞こえなかったというところがありまして、それについては、どうしても雨の音と風の音にはこの音声というのは大変弱い状況であります。ですから、確実に聞かせるというのは、なかなか難しい面があります。これはスピーカーの特性でなかなか難しいのかなと思っています。

一部には、今職員が生でしゃべるときと、電子音でやっているときがあります。電子音がイントネーションがおかしくて聞きづらいという方もいらっしゃいますので、その辺は放送の内容と、災害については基本的には肉声でやりますので、その辺のデータの音声と肉声との聞きづらさというのも出てきているのかなと思いますので、またその辺については、状況を確認した中で、皆さんの御意見をいただきながら、どういうものか検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（村木 脩君） 今回、この議案について請負契約の議案ですので、契約そのものに反対なら反対というような議論にしていってもらいたいなという気がいたします。

ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案41号 令和2年度同報無線子局更新工事請負契約についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第42号 東伊豆町道路線の変更について

○議長（村木 脩君） 日程第13 議案第42号 東伊豆町道路線の変更についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第42号 東伊豆町道路線の変更について、提案理由を申し上げます。

現在、静岡県において整備中であります国道135号の歩道整備に伴い、町道中川線の路線区域が重複することにより、当該路線の変更を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては建設課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 建設課長。

○建設課長(齋藤 匠君) ただいま提案されました議案第42号 東伊豆町道路線の変更について説明させていただきます。

静岡県が整備しております稲取地区国道135号の歩道整備に伴い、町道の一部区域が重複するため、道路法第10条第2項の規定により、町道路線を別紙のとおり変更するものでございます。

恐れ入りますが、別紙を御覧ください。

路線名、区分、起点、終点、延長、幅員の順に読み上げます。

町道中川線、変更前、東伊豆町稲取字上百姓地2821番2、東伊豆町稲取字上百姓地2808番6、280.6メートル、2.2から2.6メートル。変更後、東伊豆町稲取字上百姓地番地2821番9、東伊豆町稲取字上百姓地2808番6、270.7メートル、2.2から2.6メートルと変更するものでございます。

次のページを御覧ください。

変更前の町道中川線の起点と終点を表示してございます。場所につきましては、元焼肉桃将軍さん付近となります。

次のページを御覧ください。

県の施工図に色分けして変更前後の起点部分を記してございます。赤色及び青色部分が変更前の町道中川線であり、国道との接点が起点となっております。黄色部分が工事施工後の進入路となりますが、赤色、黄色及び灰色部分が県施行により整備され、今後は県の管理となりますので、町道中川線の起点を青色部分に変更するものでございます。

以上、簡単ではございますが説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第42号 東伊豆町道路線の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第43号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）

○議長（村木 脩君） 日程第14 議案第43号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第43号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に4,284万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を67億2,037万円とするものであります。

歳入の主な内容を申し上げますと、新型コロナウイルス感染症対策として各幼稚園に交付される国庫補助金や消防団員の退職者確定に伴う消防団員退職報償金などを増額しております。

次に、歳出の主な内容を申し上げますと、緊急誘客対策観光協会補助金やふるさと納税謝礼の過年度未払金確定に伴う増額、また海浜プール補修工事を増額しております。その他早

急な対応を要する項目について予算措置いたしたところであります。

必要な財源配分を行った後に、財政調整基金からの繰入れ措置をさせていただきましたので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第43号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）について概要を御説明いたします。

令和2年度東伊豆町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,284万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億2,037万円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、補正前の金額に130万7,000円を追加し143万4,000円といたします。

1節教育費補助金、細節5教育支援体制整備事業交付金100万円の増は、新型コロナウイルス感染症対策として各幼稚園に消毒液や空気清浄機の購入費として50万円ずつ補助されるものであります。

19款繰入金、3項基金繰入金、2目財政調整基金繰入金、補正前の金額に2,160万円を追加し、3億1,923万6,000円といたします。

1節、細節1財政調整基金繰入金2,160万円の増は、今回の補正における歳入及び歳出予算調整のため、不足額を補填措置いたした内容でございます。

3目ふるさと納税基金繰入金、補正前の金額に1,500万円を追加し、1億5,505万5,000円といたします。

1節、細節1ふるさと納税基金繰入金1,500万円の増は、歳出に計上してあります緊急誘客対策観光協会補助金の財源として活用するため、増額措置するものでございます。

21款諸収入、4項2目雑入、補正前の金額に407万9,000円を追加し、8,263万2,000円とい

たします。

6 節、細節 1 消防団員退職報償金407万9,000円の増は、消防団員の退職者確定に伴う増額措置であります。

7 ページ、8 ページを御覧ください。

次に、3、歳出について御説明いたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正前の金額に2,019万7,000円を追加し、4 億7,551万9,000円といたします。

事業コード15ふるさと納税寄付推進事業、7 節報償費、細節 1 ふるさと納税寄付謝礼2,019万7,000円の増につきましては、令和元年度内に支払いが完了しなかった未執行分について、前年度の予算残額を再度翌年度に予算計上する内容であります。主に宿泊補助券や複数回記念品を送る定期便などについては、施設利用後・記念品発送後の請求、支払いとしているため、年度をまたぐケースがあることから、補正措置をするものであります。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、補正前の金額に 4 万7,000円を追加し、5,841万1,000円といたします。

事業コード1 戸籍住民基本台帳管理事業、13節使用料及び賃借料、細節 8 戸籍電算システムクラウド使用料100万9,000円の減につきましては、クラウド移行における部品納入の遅れから、既存システムの再リース期間を 2 か月間延長し、新クラウドシステムの使用料を減額する内容となっております。

11ページ、12ページを御覧願います。

6 款 1 項商工費、2 目商工振興費、補正前の金額に1,500万円を追加し、2 億1,874万7,000円といたします。

事業コード4 新型コロナウイルス感染症対策事業（商工費）、18節負担金、補助及び交付金、細節 3 緊急誘客対策観光協会補助金1,500万円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症における緊急誘客対策としてクーポンやガソリン券発行などについて観光協会へ補助する内容であります。

8 款 1 項消防費、2 目非常備消防費、補正前の金額に407万9,000円を追加し、4,818万6,000円といたします。

事業コード1 非常備消防事務事業、7 節報償費、細節 2 消防団員退職報償金407万9,000円の増につきましては、歳入と同じく、消防団員の退職者人数確定に伴う増額措置であります。

恐れ入りますが、3 ページ、4 ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額66億7,753万円に4,284万円を追加いたしまして、67億2,037万円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額66億7,753万円に4,284万円を追加いたしまして、67億2,037万円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は、国県支出金が216万1,000円の増、その他財源が1,907万9,000円の増、一般財源を2,160万円といたします。

以上、簡単ではありますが概要説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 1点、教育費の関係でお伺いしたいんですけれども、今回は国からの補助金があったりして、幼稚園や、あと休業対策ということでやってありますけれども、聞くとところによると、学校も7月20日頃ではなくて8月8日頃までやりますと。8月24日ぐらいから1週間ぐらい夏休みを削ってやると。都合、何だかんだいうと二十五、六日、夏休みを短縮して授業をやっていくと。

そうなりますと、僕ら心配するのは、今まではそういうことなかったんですけれども、当然エアコンが入っているんで、エアコンをフル稼働させるんだと思うんですよ。そうすると30日間フル稼働させたりした場合、町の現状の学校維持費の関係で小中学校なんかの電気代支払えるのかなと。全然質的に違いますよね。空いていない時間に、去年だったらあっても使わなかった時間、これを1か月丸々各教室使うわけですから、相当なそういう負担が出てきて。だから休業が長かった、休校長だったんで、夏休みにそういう対策取るということで、電気代もそうなんだけれども、電気代だけではなくて、ほかにもいろんな経費というものがかかってくるのではないのかなと。だけど予算は非常にすっきりしているなど、それは金がないからというだけではまずいわけで、しっかりそういう教育をしていたものに対応するための段取りというか、ちゃんとした財源的な裏づけを持って対応していかなきゃいけないんで、その辺は大丈夫なんですかね。

○議長（村木 脩君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） 御指摘いただきましたように、夏の電気代につきましては相当な額を見込んでおります。というのは、エアコンはもちろんフル稼働になる理由

として、換気もしなければならないということですね。窓を開けて、なおかつ冷房も効かせるといふ時間が発生するわけでありますので、電気代につきましては相当増えるだろうなという見込みは、もちろんしてございます。

ですけれども、年間の予算ですので、9月までは持つ見込みで今進めておりますので、申し訳ございませんが、9月には補正させていただく可能性が出てきておりますけれども、今後暑くなる6月の電気料を見まして、予測をもっと正確にしまして、足りない分を見込んでいきたいなと思っております。

御理解いただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第43号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第44号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）

○議長（村木 脩君） 日程第15 議案第44号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第44号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ56万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億3,762万2,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では、保険給付費の増額に伴い、財源である県支出金の増額補正を行うものであります。

歳出につきましては、保険給付費において、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を計上するものであります。

詳細につきましては健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） ただいま町長より訂正がございます。

○町長（太田長八君） すいません、歳入歳出予算の総額を、それぞれ17億5,700万が正しいんですが、何か17億3,000万と読んだらしいということで、これを17億5,762万に訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） ただいま提案されました議案第44号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について概要を説明させていただきます。

令和2年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億5,762万2,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内容について説明いたします。

4款県支出金、1項県補助金、3目保険給付費等交付金、補正前の額に50万円を追加し、12億6,727万円といたします。

2節特別交付金、細節2特別調整交付金50万円の増は、保険給付費を増額補正したことに対し交付金を増額するものです。

8款諸収入、3項5目雑入、補正前の額に6万円を追加し、1,006万円といたします。

1節、細節1雑入6万円の増は、概算で支払った令和2年2月診療分の給付費について国

保連合会から精算により返還金1,005万9,405円が確定したため、6万円を増額補正するものです。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出の内容について説明をいたします。

2款保険給付費、6項傷病手当諸費、1目傷病手当金、補正前の額に50万円を追加し、50万円といたします。18節負担金、補助及び交付金、細節1傷病手当金50万円の増は、新型コロナウイルス感染症に感染した者等に係る傷病手当金を増額補正するためのものでございます。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正前の額に6万円を追加し、1,006万円といたします。22節償還金利子及び割引料、細節6保険給付費等交付金償還金6万円の増は、概算で支払った令和2年2月診療分の給付費について国保連合会から精算により返還金1,005万9,405円が確定したため、その全額を保険給付費等交付金償還金として県へ返還するため増額補正するものでございます。

3ページ、4ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額17億5,706万2,000円に56万円を追加いたしまして、17億5,762万2,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額17億5,706万2,000円に56万円を追加いたしまして、17億5,762万2,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、国県支出金で50万円、一般財源で6万円といたします。

以上、簡単ではございますが概要説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 国の国保税の減免問題というのがあると思うんですけれども、これは町としての考え方は既に保険料という項目とか、国の補助金の受入れという名目があるので、特に予算措置はしていないという考え方でいいですか。

あと、給付規則等の見直しが必要になっているかと思いますが、それらについてはどういうお考えですか。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） 減免につきましては、国保税につきましては7月に本算定が行われますので、7月の通知書等において案内等、お知らせしたいと思っております。

その中で、コロナの関係で収入が3割以上減した方についてが対象というふうになりますので、まだ金額的にどの程度というものははっきりいたしておりませんので、その辺につきましては保険料の中でやっていけるものなのか、あるいは基金を取り崩さなければならないのか、国から当然支援等もございますけれども、そういったものを状況を見まして、後々考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） これは補正予算でいうと、補正予算上のかってこないかもしれませんが、ただ、町の国保の仕事としては今回すごく大事な仕事に国保の減免の部分になると思うんで、給付規則等の見直しをしたなら、ぜひ議員にも、どういう見直しがされて、どういう形で申請ができるのか、現状では申請書類しかないわけですから、そういうものをまたお届けいただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） 減免の規定につきましては条例等にも載っておりますが、今回コロナの関係は遡るというような形で、ちょっと特別な形になりますので、要綱あるいは要領のほうを作成して、内容については後にお示ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これを持って質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第44号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第45号 令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（村木 脩君） 日程第16 議案第45号 令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第45号 令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、予算第3条に定めた収益的収入の既決予定額に1,267万1,000円を追加し、総額を4億4,415万3,000円とし、収益的支出の既決予算額に1,395万9,000円を追加し、総額を4億4,115万円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、県が施工する白田浄水場の災害復旧工事における仮設導水管設置に係る県の負担金及び工事費の増額措置や、災害復旧関係経費の不足額を増額しております。

詳細につきましては水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました議案第45号 令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）について概要を説明させていただきます。

総則。

第1条、令和2年度東伊豆町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

収益的収入及び支出。

第2条、令和2年度東伊豆町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収入、第1款水道事業収益、既決予定額4億3,148万2,000円に1,267万1,000円を追加し、

4億4,415万3,000円といたします。

第3項特別利益、既決予定額ゼロ円に1,267万1,000円を追加し、1,267万1,000円といたします。

支出、第1款水道事業費用、既決予定額4億2,719万1,000円に1,395万9,000円を追加し、4億4,115万円といたします。

第1項営業費用、既決予定額3億9,107万2,000円に146万3,000円を追加し、3億9,253万5,000円といたします。

第3項特別損失、既決予定額1,000円に1,249万6,000円を追加し、1,249万7,000円といたします。

恐れ入りますが、7ページをお開きください。

参考資料により主な補正内容を説明させていただきます。

初めに、収益的収入についてですが、1款水道事業収益、3項特別利益、2目1節過年度損益修正益17万5,000円の増は、前年度水道料金戻入分の増額措置であります。

3目1節その他特別利益を1,249万6,000円増額いたします。県が施行する白田浄水場の災害復旧工事において、仮設導水管を設置する必要が生じましたが、水道施設ということで専門性の高い工事内容となるため、県より町での施行を依頼されました。町で予算措置また事業執行をし、経費の全額を県から負担金として受け入れる内容で、支出のほうにも工事費として同額を計上しております。

次に、収益的支出についてですが、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、21節賃借料を146万3,000円増額いたします。昨年度の台風被害につきましては、現在も復旧作業を行っております。水中ポンプなど賃借料の不足分を増額する内容であります。

3項特別損失、1目75節その他特別損失を1,249万6,000円増額いたします。先ほど御説明いたしました白田浄水場導水管仮移設工事の増額であります。

以上、簡単ではありますが概要説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第45号 令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎会議時間の延長について

○議長（村木 脩君） それでは、お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

会議時間を延長します。

◎日程第17 同意案第1号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（村木 脩君） 日程第17 同意案第1号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意を求める件を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 同意案第1号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について、下記の者を東伊豆町固定資産評価審査委員会委員に承認することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取1068番地の1。

氏名、安藤 昇。

提案理由を申し上げます。

現任者が令和2年6月30日をもって任期満了となるため、新たに固定資産評価審査委員会委員を選任するものであります。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております同意案第1号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第18 同意案第2号 東伊豆町教育委員会委員の任命について

○議長（村木 脩君） 日程第18 同意案第2号 東伊豆町教育委員会委員の任命についての同意を求める件を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました同意案第2号 東伊豆町教育委員会委員の任命について説明をいたします。

東伊豆町教育委員会委員に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運

営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取735番地。

氏名、山田知佳。

提案理由を申し上げます。

現任者が令和2年7月3日をもって任期満了となるため、新たに教育委員会委員を任命するものであります。

山田氏の略歴は別紙のとおりでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております同意案第2号 東伊豆町教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり合意することに決しました。

◎日程第19 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

◎日程第20 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

◎日程第21 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（村木 脩君） 日程第19 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第20 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第21 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題とします。

町長より順次提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま一括上程されました諮問第1号、諮問第2号、諮問第3号
人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取725番地。

氏名、山下 豊。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の議決を求める。

住所、賀茂郡東伊豆町奈良本1151番地の1。

氏名、成生美穂子。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の議決を求める。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取3021番地の5。

氏名、藤邊久美。

提案理由を申し上げます。

現任者が令和2年9月30日をもって任期満了となるため、山下氏には再任を、成生氏及び藤邊氏には新たに人権擁護委員の就任をお願いするものであります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) これより諮問第1号から3号までの一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての討論に入ります。討論ありませんか。

(発言する人なし)

○議長(村木 脩君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については適任とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については適任とすることに決しました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については適任とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については適任とすることに決しました。

次に、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についての討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については適任とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については適任とすることに決しました。

◎日程第22 陳情・要望書等の審査について

○議長（村木 脩君） 日程第22 陳情・要望書等の審査ついてを議題とします。

審査を付託した総務経済常任委員長の報告を求めます。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 朗読をもって説明にかえさせていただきます。

令和2年6月9日。

東伊豆町議会議長、村木脩様。

総務経済常任委員会委員長、山田直志。

陳情・要望書等審査報告書。

本委員会に付託された陳情・要望書を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

受付番号、41。

付託年月日、令和2年6月9日。

件名、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急経済支援のお願いについての採択について。

審査結果、不採択であります。

なお、裏のほうを御覧いただきたいと思います。委員会として意見がございます。

1、地方自治法・地方税法上の主旨から適切ではない。

今回の要望は、コロナウイルス感染拡大に伴い営業ができないことから、旅館の経営が揺らいでいることへの補助要望であるが、地方自治法第232条の2は、町が補助できるルールとして、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助することができる。」としているが、特定業種への売上げ減少に対する補助は、上述の地方自治法の趣旨から適切ではない。

また、入湯税は地方税法で目的税とされており、その用途は「環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興及び（観光施設の整備を含む。）」とされ、これまでも広く観光業の基盤整備に活用されている。

このことから、これら目的に沿い支出している入湯税を根拠として補助金を交付することは、地方税法の趣旨からも適切ではない。

2、観光協会の運営基盤に対する支援は必要である。

観光の中核的な役割を担っている観光協会は、加盟事業者から会費を徴収して運営しているが、その大半は旅館・旅館組合からの会費である。

今回のコロナ感染拡大を受け、当初想定とおりの会費徴収が困難となり、各協会では固定費削減をはじめとした事業内容の見直しを進めているが、今後の観光イベントをはじめとした観光誘客事業も資金不足から実施や計画ができない事態になっており、観光協会の運営基盤が崩れている。

町は、この実態を放置せずに今年度予算額の見直し等を行い観光協会等の運営基盤の強化

を図られたい。

以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（村木 脩君） ただいま総務経済常任委員長より報告のありました陳情・要望書等の審査について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより陳情・要望書等の審査についてを採決します。

本件に対する委員長の審査報告は不採択であります。この審査報告については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、陳情・要望書等の審査については委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第23 意見書案第2号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する意見書について

○議長（村木 脩君） 日程第23 意見書案第2号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する意見書についてを議題とします。

提出者より提出理由の説明を求めます。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 意見書案第2号について朗読をもって御報告をさせていただきます。

意見書第2号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する意見書について。

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、新型コロナウイルス感染症

対応地方創生臨時交付金に関する意見書を別紙のとおり提出する。

令和2年6月9日提出。

東伊豆町議会議長、村木脩様。

提出者、東伊豆町議会議員、山田直志。

賛成者、東伊豆町議会議員、西塚孝男。

1枚おめくりください。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する意見書。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）は、今年度の第1次補正予算では、感染症対策・休業支援などに多く配分され、第2次補正予算で臨時交付金を2兆円の増額する閣議決定がされました。地方の声を汲み上げて頂いたものと歓迎するものです。

当町は、「ふるさと創生」「地方創生」の目標と国の観光立国推進の中で、「観光立町」を標榜し観光を柱として町づくりを進めてきました。しかしながら、緊急事態宣言による外出自粛及び解除後も続く県を越えての移動自粛により、観光客の激減、観光関連産業の売り上げの減少、従業員等の収入減少、解雇など、業種・規模を問わずあらゆる事業者の経営に影響が顕在化しており、地域の雇用と経済のエンジンである観光の疲弊・衰退は、町の存続に繋がる事態に至っています。

さらに緊急事態宣言が解除されましたが、感染への不安などから早期の旅行行動には繋がらず、特に観光業においては国民が感染症への不安解消と日常を取り戻すまで長期にわたる低迷が見込まれています。

このことから政府は、長期にわたる感染症の影響を鑑み、観光業を主とした地域での経済や住民生活への支援が行えますよう、下記事項を強く要望します。

記

1 臨時交付金の配分にあたっては、観光業を主とした地域の現状を踏まえ、特段の配慮を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月9日。

静岡県東伊豆町議会。

送付先につきましては、国会、内閣、また地元国会議員の方々です。

よろしく願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番、須佐議員。

○7番（須佐 衛君） 今、提出者の山田議員からお話がありましたように、まさにこれから夏に向けても夏休みを短縮するというような形の中で、非常に厳しいということが想像できると思うんですけども、この臨時交付金に関しまして、特段の配慮を行うことというお話があるわけなんです。この短い時間の中でこれをまとめられたと思うんですけども、もう少しその具体性といいますか、この臨時交付金に対して委員長のお考えというものがもう少し分かればと思いましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） あまり一般的に口語としては使わない。しかし、意見書等々で国会の先生方、また大臣の方々などに、目上の方に特段お願いをするというか、特別の配慮をお願いしたいと。そういう意味で、文書としては意見書ではよく使われている言葉であろうと思っております、そういう観光に対する配分・配慮を特にお願いと、そういう気持ちを込めたものでございます。

○議長（村木 脩君） 7番、須佐議員。

○7番（須佐 衛君） この臨時交付金につきまして、山田議員もいろいろお調べになったということなんですけれども、例えば、観光地で税に関しましては固定資産税とか、減免とかという話がありまして、条例も改正されたりということがございますけれども、この観光地の水道企業会計等を見ますと、収益も減少しておりますし、また、水道料金の延納という話も出てきておるわけです。

この臨時交付金について、その辺のところも期待できる部分はあるんでしょうか。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 1次補正で行われた臨時交付金におきましては、賀茂郡では、うちの町は6,700万で、河津が6,200万、それ以外は、感染者が出たということもあるんですが、人口等が少ないんですけれども、南伊豆や松崎や西伊豆はうちよりも交付金をもらっている、先ほど言ったように、1次補正における臨時交付金では感染症対策というところに特に焦点が当てられていたのかなと。

今回、2次補正で行われる臨時交付金におきましては2兆円という規模も増えたわけです。

けれども、ぜひそれは感染症を予防しながら経済を回していくということに役立つような配分を実態的に地方から求めていきたいという思いが中心でございます。

なお、一応、国の出しております臨時交付金のQ & A、マニュアルにおきましては、水道事業に対する支援をしてはいけないというふうには書いてありません。水道公営企業との関係においても、そのことも記載されておりますので、必要があればそういう活用をするということも考えられるのかなと。ただ、現状においては、議会の中でそういうコンセンサスが取れている問題ではないので、その問題については触れてはなりません。

今後、国の臨時交付金の活用については、また議員の皆さんとも、また当局とも十分考えて、一番いい活用方法を選んでいくことがその先の問題だと考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより意見書案第2号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議会運営委員会所掌事務調査について

○議長（村木 脩君） 日程第24 議会運営委員会所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（村木 脩君） これをもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

令和2年第2回東伊豆町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時35分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____